

この法令は、電子政府の総合窓口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) サイトのうち、「法令検索」から法令名の用語索引をし、検索されたデータから日本語を忠実に抽出し、その後、日中高齢化対策戦略技術プロジェクト事務局により中国語訳を追加したものです。翻訳以降の改正有無については、同サイト内「日本法令索引」のリンクから改正履歴をご確認ください。また、提供している情報は、ご利用される方のご判断においてご使用ください。できるだけ正確な中国語情報の提供を心がけておりますが、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、日中高齢化対策戦略技術プロジェクト事務局及び JICA は一切の責任を負いかねます。

本法令以电子政府综合窗口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) 网站为对象，采用在“法令检索”栏下以法令名称用语检索的方式，如实提取检索显示的日语数据，并由中日养老服务政策及产业合作项目办公室进行中文翻译。关于翻译后是否曾经修订，请在该网站的“日本法令索引”链接确认修订历史记录。对于此处提供的信息，请利用者自行判断使用。我们致力于提供准确的中文信息，对于在使用过程中造成的不利后果，中日养老服务政策及产业合作项目办公室及 JICA 恕不负责。

昭和三十八年法律第百三十三号

1963 年法律第 133 号

## 老人福祉法

## 老人福祉法

### 目次

### 目录

- 第一章 総則（第一条—第十条の二）
- 第一章 总则(第一条—第十条二)
- 第二章 福祉の措置（第十条の三—第十三条の二）
- 第二章 福利的措施(第十条三—第十三条二)
- 第三章 事業及び施設（第十四条—第二十条の七の二）
- 第三章 事业及设施(第十四条—第二十条七之二)
- 第三章の二 老人福祉計画（第二十条の八—第二十条の十一）
- 第三章的二 老人福利计划(第二十条八—第二十条十一)
- 第四章 費用（第二十一条—第二十八条）
- 第四章 费用(第二十一条—第二十八条)
- 第四章の二 有料老人ホーム（第二十九条—第三十一条の五）
- 第四章的二 收费养老院(第二十九条—第三十一条五)
- 第五章 雑則（第三十二条—第三十七条）

第五章 杂则（第三十二条—第三十七条）

第六章 罰則（第三十八条—第四十三条）

第六章 罰則（第三十八条—第四十三条）

附則

附則

## 第一章 總則

### 第一章 总则

（目的）

（目的）

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

第一条 本法律の目的は、明确老年人福利的相关原理，同时针对老年人采取必要措施以维持其身心健康及生活稳定，由此谋求老年人的福利。

（基本的理念）

（基本理念）

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第二条 老年人为社会的发展做出了多年的贡献，并且拥有丰富的知识和经验，应受人敬爱。同时，应保障老年人有意义、健康、安乐的生活。

第三条 老人は、老齡に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

第三条 老年人应自我觉察到随着年龄增长而产生的身心变化，时刻努力地保持身心健康，或充分运用其知识与经验参与到社会活动当中。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

2 老年人应能够根据自身的意愿和能力，获得从事合适工作的机会或参加其他社会活动的机会。

(老人福祉増進の責務)

(增进老年人福利的责任和义务)

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

第四条 国家及地方公共团体有责任和义务增进老年人福利。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

2 国家及地方公共团体在采取与老年人福利相关的措施时，须考虑到通过该措施，能够具体地呈现前两条规定的基本理念。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

3 开展直接影响老年人生活的事业的经营者在运营其事业时，须致力于增进老年人福利。

(老人の日及び老人週間)

(敬老日及敬老周)

第五条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

第五条 设立敬老日及敬老周，以便在国民之间广泛地加强对老年人福利的关注与理解，同时，促使老年人积极、努力地提升自己的生活。

2 老人の日は九月十五日とし、老人週間は同日から同月二十一日までとする。

2 敬老日定为九月十五日，敬老周定为自该日起至该月二十一日。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

3 国家应致力于在敬老日那天开展合乎宗旨的工作，国家及地方公共团体须鼓励老年人团体等在敬老周开展合乎宗旨的活动。

(定義)

(定义)

第五条の二 この法律において、「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。

第五条之二 本法律中，“老年人居家生活援助事业”指老年人居家护理等事业、老年人日间看护事业、老年人短期寄宿事业、小规模多功能型居家护理事业、老年痴呆症患者共同生活援助事业及复合型服务福利事业。

2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）であって厚生労働省令で定めるものをいう。

2 本法律中，“老年人居家护理等事业”指第十条之四第一款第一项措施相关的人员，或者涉及到支付《介护保险法》（一九九七年法律第一百二十三号）规定之上门护理相关的居家护理服务费或定期巡访和随时上门护理看护、夜间上门护理相关的地区紧密型护理费的人员，以及政令规定的其他人员，在这些人员的家里提供洗澡、排泄、进食等护理服务以及日常生活所必需的其他方便且符合厚生劳动省令规定之内容的事业，或同法第一百十五条之四十五第一款第一项第一目规定的的第一号上门事业（下称“第一号上门事业”）且符合厚生劳动省令规定的事业。

3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業又は同法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）であって厚生労働省令で定めるものをいう。

3 本法律中，“老年人日间看护事业”指第十条之四第一款第二项措施相关的人员，或者涉及到支付《介护保险法》规定之日托护理相关的居家护理服务费或地区紧密型日托护理、老年痴呆症日托护理相关的地区紧密型护理费或预防老年痴呆症日托护理相关的地区紧密型预防护理费的人员，以及政令规定的其他人员（包括实际陪护照料该人员者），将这些人员送入特殊养老院或厚生劳动省令规定的其他机构，向这些人员提供洗澡、排泄、进食等护理服务、机能训练、护理方法指导以及厚生劳动省令规定的其他方便的事业或同法第一百十五条之四十五第一款第一项第二目规定的的第一号日托事业（下称“第一号日托事业”）且符合厚生劳动省令规定的事业。

4 この法律において、「老人短期入所事業」とは、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。

4 本法律中、“老年人短期寄宿事业”指第十条之四第一款第三项措施相关的人员，或者涉及到支付《介护保险法》规定之短期寄宿生活护理相关的居家护理服务费或预防护理短期寄宿生活护理相关的预防护理服务费的人员，以及政令规定的其他人员，让这些人员短期寄宿在特殊养老院或厚生劳动省令规定的其他机构，予以陪护照料的事业。

5 この法律において、「小規模多機能型居宅介護事業」とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。

5 本法律中，“小规模多功能型居家护理事业”指第十条之四第一款第四项措施相关的人员，或者涉及到支付《介护保险法》规定之小规模多功能型居家护理相关的地区紧密型护理服务费或预防护理小规模多功能型居家护理相关的地区紧密型预防护理费的人员，以及政令规定的其他人员，根据这些人员的身心状况、所处环境等，基于这些人员的选择，在他们家里或者在他们平日去的或短期寄宿的厚生劳动省令规定的服务据点，提供洗澡、排泄、进食等护理服务以及日常生活所必需的其他方便且符合厚生劳动省令规定之内容及机能训练的事业。

6 この法律において、「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第五号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

6 本法律中，“老年痴呆症患者共同生活援助事业”指第十条之四第一款第五项措施相关的人员，或者涉及到支付《介护保险法》规定的老年痴呆症患者共同生活护理相关的地区紧密型护理服务费或预防老年痴呆症共同生活护理相关的地区紧密型预防护理费的人员，以及政令规定的其他人员，在这些人员共同生活的住所，提供洗澡、排泄、进食等护理服务以及日常生活上的其他援助的事业。

7 この法律において、「複合型サービス福祉事業」とは、第十条の四第一項第六号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知

症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護（以下「訪問介護等」という。）を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、同法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

7 本法律中、“复合型服务福利事业”指第十条之四第一款第六项措施相关的人员，或者涉及到支付《介护保险法》规定之复合型服务（仅限于包括上门护理、日托护理、短期寄宿生活护理、定期巡访和随时上门护理看护、夜间上门护理、地区紧密型日托护理、老年痴呆症日托护理或小规模多功能型居家护理（下称“上门护理等”）在内的情况）相关的地区紧密型护理费的人员，以及政令规定的其他人员，针对这些人员，在同法规定之上门护理、上门洗澡护理、上门看护、上门康复、居家疗养管理指导、日托护理、日托康复、短期寄宿生活护理、短期寄宿疗养护理、定期巡访和随时上门护理看护、夜间上门护理、地区紧密型日托护理、老年痴呆症日托护理或小规模多功能型居家护理任意两种以上组合服务当中，以上门看护及小规模多功能型居家护理组合等面向需要居家护理人员一体化提供尤为见效、高效的服务组合的形式提供厚生劳动省令规定之内容的事业。

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

第五条之三 本法律中，“老年人福利设施”指老年人日间看护中心、老年人短期寄宿设施、养老院、特殊养老院、低收费养老院、老年人福利中心以及老年人护理援助中心。

（福祉の措置の実施者）

（福利措施的実施者）

第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している六十五歳以上の者については、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるその六十五歳以上の者

の所在地の市町村が行うものとする。

第五条之四 针对六十五岁以上者（包括未满六十五岁但被认为特别有必要者。下同）或实际的陪护照料人员（下称“陪护者”）的第十条之四及第十一条规定的福利措施，该六十五岁以上者拥有住处时，应由该住处所在的市町村 负责实施，无住处或住处不明时，应由当前所在地的市町村负责实施。但是，关于同条第一款第一项或第二项或者依据《生活保护法》（一九五〇年法律第一百四十四号）第三十条第一款但书之规定已经寄宿的六十五岁以上者，寄宿前该六十五岁以上者拥有住处时，应由该住处所在的市町村负责实施，寄宿前该六十五岁以上者无住处或住处不明时，应由寄宿前该六十五岁以上者所在地的市町村负责实施。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

2 关于本法律的施行，市町村须执行下列工作。

一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

一 努力掌握有关老年人福利的必要的实际情况。

二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

二 提供有关老年人福利的必要信息，并根据咨询情况进行必要的调查及指导，同时开展上述工作所附带的工作。

（市町村の福祉事務所）

（市町村の福利办事处）

第五条の五 市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として前条第二項各号に掲げる業務を行うものとする。

第五条之五 关于本法律的施行，市町村设立的福利办事处（指《社会福祉法》（一九五一年法律第四十五号）规定的福利相关的办事处。下同）应主要开展前条第二款各项所列工作。

（市町村の福祉事務所の社会福祉主事）

（市町村福利办事处的社会福利干事）

第六条 市及び福祉事務所を設置する町村は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の指揮監督を受けて、主として次に掲げる業務を行う所員として、社会福祉主事を置かなければならない。

第六条 市及设立福利办事处的町村在其设立的福利办事处，在福利办事处的一把手（下称“福利办事处主任”）的指挥、监督下，须在工作人员中设置社会福利干事，主要开展下列工作。

- 一 福祉事務所の所員に対し、老人の福祉に関する技術的指導を行うこと。
- 一 对福利办事处工作人员进行老年人福利相关的技术性指导。
- 二 第五条の四第二項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行うこと。
- 二 开展第五条之四第二款第二项规定的工作当中需要专业技术的工作。

(連絡調整等の実施者)

(联系协调等的实施者)

第六条の二 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

第六条之二 关于本法律的施行，都道府县 应开展下列工作。

- 一 この法律に基づく福祉の措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 一 关于依据本法律的福利措施的实施，负责市町村之间的联系、协调，向市町村提供信息等必要的援助，以及开展上述工作所附带的工作。
- 二 老人の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
- 二 从超出各市町村区域的广域层面，努力掌握有关老年人福利的实际情况。
- 2 都道府県知事は、この法律に基づく福祉の措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。
- 2 为确保依据本法律的福利措施得以切实地实施，都道府县知事 在认为有必要时，可对市町村提出必要的建议。
- 3 都道府県知事は、この法律の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理する福祉事務所長に委任することができる。
- 3 都道府县知事可将本法律规定的都道府县的全部或部分业务委托给所辖福利办事处主任。

(都道府県の福祉事務所の社会福祉主事)

(都道府县福利办事处的社会福利干事)

第七条 都道府県は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所長の指揮監督を受けて、主として前条第一項第一号に掲げる業務のうち専門的技術を必要とするものを行う所員として、社会福祉主事を置くことができる。

第七条 都道府县在其设立的福利办事处，在福利办事处主任的指挥、监督下，可在工作人员



中设置社会福利干事，主要开展前条第一款第一项所列工作当中需要专业技术的工作。

（保健所の協力）

（保健所的协助）

第八条 保健所は、老人の福祉に関し、老人福祉施設等に対し、栄養の改善その他衛生に関する事項について必要な協力を行うものとする。

第八条 关于老年人的福利，保健所应就改善营养等卫生相关事项，向老年人福利设施等提供必要的协助。

（民生委員の協力）

（民生委员的协助）

第九条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

第九条 《民生委员法》（一九四八年法律第一百九十八号）规定之民生委员应就本法律的施行，协助市町村长、福利办事处主任或社会福利干事执行业务工作。

（介護等に関する措置）

（护理等的相关措施）

第十条 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の介護等に関する措置については、この法律に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。

第十条 因身体上或精神上存在障碍造成维持日常生活有困难的老年人的护理等相关措施，本法律规定的项之外，依据《介护保险法》之规定执行。

（連携及び調整）

（合作及协调）

第十条の二 この法律に基づく福祉の措置の実施に当たっては、前条に規定する介護保険法に基づく措置との連携及び調整に努めなければならない。

第十条之二 实施依据本法律的福利措施时，须努力做到与前条规定的依据《介护保险法》的措施之间的合作及协调。

## 第二章 福祉の措置

## 第二章 福利措施

(支援体制の整備等)

(援助机制的建立等)

第十条之三 市町村は、六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援、生活支援等（心身の状況の把握その他の六十五歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。第十二条之三において同じ。）並びに老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者及び民生委員の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第十条之三 为了使六十五岁以上者且因身体上或精神上存在障碍造成维持日常生活有困难者，能够根据其身心状况、所处环境等，综合性地获得最合适的援助以实现自立生活，市町村须致力于积极地实施次条及第十一条之措施以及符合地区实际情况的其他细致的措施，同时须致力于建立符合地区实际情况的机制，做到这些措施、《介护保险法》规定的居家服务、地区紧密型服务、居家护理援助、设施服务、预防护理服务、地区紧密型预防护理服务及预防护理援助、生活援助等（指掌握身心状况等，在六十五岁以上者所在地援助其自立生活，预防或减轻需要护理状态、需要援助状态，或者防止需要护理状态、需要援助状态恶化。第十二条之三同此）以及老年人俱乐部等以增进老年人福利为目的的事业开展者及民生委员的活动之间的合作及协调。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 市町村在建立前款机制时，须考虑到六十五岁以上者即便其因身体上或精神上存在障碍造成维持日常生活有困难的情况下，也能够继续在自己家里维持日常生活。

(居宅における介護等)

(居家护理等)

第十条之四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

第十条之四 市町村可根据需要采取以下措施。

一 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随

時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

一 六十五歳以上者且因身体上或精神上存在障碍造成维持日常生活有困难者，认为其因不得已的事由很难利用《介护保险法》规定之上门护理、定期巡访和随时上门护理看护（仅限于厚生劳动省令规定的部分。第二十条之八第四款中同此）或者夜间上门护理或第一号上门事业时，遵照政令规定的标准，在其家里向其提供第五条之二第二款中厚生劳动省令规定的方便，或者委托该市町村以外者提供该方便。

二 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上者且因身体上或精神上存在障碍而造成维持日常生活有困难者，认为其因不得已的事由很难利用《介护保险法》规定之日托护理、地区紧密型日托护理、老年痴呆症日托护理或预防老年痴呆症日托护理或第一号日托事业时，遵照政令规定的标准，将其（包括陪护者）送入该市町村设立的老年人日间看护中心或第五条之二第三款中厚生劳动省令规定的设施（下称“老年人日间看护中心等”），向其提供同款中厚生劳动省令规定的方便，或者送入该市町村以外者设立的老年人日间看护中心等，委托提供该方便。

三 六十五歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

三 六十五歳以上者且因陪护者生病等理由，暂时难以得到居家护理者，认为其因不得已的事由很难利用《介护保险法》规定之短期寄宿生活护理或预防护理短期寄宿生活护理时，遵照政令规定的标准，让其短期寄宿在该市町村设立的老年人短期寄宿设施或第五条之二第四款中厚生劳动省令规定的设施（下称“老年人短期寄宿设施等”），进行陪护，或让其短期寄宿在该市町村以外者设立的老年人短期寄宿设施等，予以委托陪护。

四 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

四 六十五岁以上者且因身体上或精神上存在障碍而造成维持日常生活有困难者，认为其因不得已的事由很难利用《介护保险法》规定之小规模多功能型居家护理或预防护理小规模多功能型居家护理时，遵照政令规定的标准，在其家里或者在其平日去的或短期寄宿的第五条之二第五款中厚生劳动省令规定的服务据点，提供同款中厚生劳动省令规定的方便及机能训练，或委托该市町村以外者提供该方便及机能训练。

五 六十五歳以上の者であって、認知症（介護保険法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

五 六十五岁以上者且因患老年痴呆症（指《介护保险法》第五条之二规定的老年痴呆症。下同）造成维持日常生活有困难者（致其老年痴呆症的病因处于急性状态者除外），认为其因不得已的事由很难利用同法规定之老年痴呆症患者共同生活护理或预防老年痴呆症共同生活护理时，遵照政令规定的标准，在第五条之二第六款规定的住处，向其提供洗澡、排泄、进食等护理等日常生活上的援助，或委托该市町村以外者在该住处提供洗澡、排泄、进食等护理等日常生活上的援助。

六 六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあっては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

六 六十五岁以上者且因身体上或精神上存在障碍而造成维持日常生活有困难者，认为其因不得已的事由很难利用《介护保险法》规定之复合型服务（仅限于上门护理等（关于定期巡访和

随时上门护理看护，仅限于厚生劳动省令规定的部分）相关的部分。第二十条之八第四款中同此）时，遵照政令规定的标准，向其提供第五条之二第七款中厚生劳动省令规定的服务，或委托该市町村以外者提供该服务。

2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

2 对于六十五岁以上者且因身体上或精神上存在障碍而造成维持日常生活有困难者，市町村除采取前款各项措施外，为保障其福利，可根据需要采取相应措施，提供或出借能够方便日常生活的且符合厚生劳动大臣规定的用具，或委托该市町村以外者予以提供或出借。

（老人ホームへの入所等）

（到养老院寄宿等）

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

第十一条 市町村须根据需要采取以下措施。

一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

一 六十五岁以上者且因环境上及经济上的理由（仅限于政令规定的部分），难以在家得到陪护的，让其寄宿在该市町村设立的陪护型养老院，或委托寄宿在该市町村以外者设立陪护型养老院。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五岁以上者且因身体上或精神上存在严重障碍而需要经常性护理，同时难以在家得到这样的护理者，认为其因不得已的事由很难寄宿在《介护保险法》规定之地区紧密型护理老年人福利设施或护理老年人福利设施时，让其寄宿在该市町村设立的特殊养老院，或委托寄宿在该市町村以外者设立的特殊养老院。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護す

ることを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。

三 六十五岁以上者且无陪护者或被认为虽有陪护者却不适宜由其陪护的，委托给陪护受托者（申请由自己负责陪护老年人且市町村长认为妥当者。下同）当中政令规定的人员予以陪护。

2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

2 依据前款规定寄宿在陪护型养老院或特殊养老院，或者委托寄宿，或者委托给陪护受托者加以陪护的人员死亡的情况下，无人操办葬礼（包括葬礼所需的处理。下同）时，市町村可采取相应措施操办其葬礼或委托其寄宿或得到陪护的陪护型养老院、特殊养老院或者陪护受托者操办其葬礼。

（措置の解除に係る説明等）

（措施取消的相关说明等）

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

第十二条 市町村长拟取消第十条之四或前条第一款措施时，须预先对该措施相关的人员说明取消该措施的理由，同时听取其意见。但是，由该措施相关人员提出取消该措施申请的或厚生劳动省令规定的其他情况下，不受此限。

（行政手続法の適用除外）

（不适用《行政程序法》）

第十二条之二 第十条の四又は第十一条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第十二条之二 关于取消第十条之四或第十一条第一款措施的处分，不适用《行政程序法》（一九九三年法律第八十八号）第三章（第十二条及第十四条除外）之规定。

（生活支援等に関する情報の公表）

（生活援助等相关信息的公开）

第十二条之三 市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

第十二条之三 市町村须致力于公开由生活援助等实施者提供的，该生活援助等实施者实施生活援助等内容的相关信息以及厚生劳动省令规定的其他信息。

（老人福祉の増進のための事業）

（以增进老年人福利为目的的事业）

第十三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するように努めなければならない。

第十三条 为促进老年人保持身心健康，地方公共团体须致力于实施文化讲座、娱乐活动等老年人能够广泛地、主动地、积极地参加的事业（下称“老年人健康保持事业”）。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

2 地方公共团体在努力振兴以增进老年人福利为目的的事业的同时，须向从事老年人俱乐部等该事业开展者提供适当的援助。

（研究開発の推進）

（研发的推进）

第十三条之二 国は、老人の心身の特性に応じた介護方法の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

第十三条之二 国家应致力于推进适合老年人身心特性的护理方法的研发，以及能够方便老年人日常生活的用具及用于机能训练的用具且以供因身体上或精神上存在障碍造成维持日常生活有困难者使用为目的的用具的研发。

### 第三章 事業及び施設

#### 第三章 事业及设施

（老人居宅生活支援事業の開始）

（老年人居家生活援助事业的开始）

第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。

第十四条 国家及都道府县以外者依据厚生劳动省令的规定，预先向都道府县知事呈报厚生劳动省令规定的事项之后，可开展老年人居家生活援助事业。

（変更）

（変更）

第十四条之二 前条の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十四条之二 依据前条之规定做过申报者变更了厚生劳动省令规定的事项时，自变更之日起一个月内，须呈报都道府县知事。

（廃止又は休止）

（废止或停止）

第十四条之三 国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第十四条之三 国家及都道府县以外者拟废止或停止老年人居家生活援助事业时，须在废止或停止之日的一个月以前，向都道府县知事呈报厚生劳动省令规定的事项。

（家賃等以外の金品受領の禁止等）

（禁止收受房租等以外的金钱或贵重物品等）

第十四条之四 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、家賃、敷金及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

第十四条之四 老年痴呆症患者共同生活援助事业的开展者，除收取房租、保证金及作为提供洗澡、排泄、进食等护理及日常生活所需方便的对应价格费用外，不得收受权利金等金钱或贵重物品。

2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。



2 老年痴呆症患者共同生活援助事业开展者当中，一次性收取终身应收房租等厚生劳动省令规定之费用的全部或部分作为预收款者，须以书面形式标明该预收款的计算基础，并且依据厚生劳动省令的规定采取必要的保全措施，以防出现该预收款背负偿还债务的情况。

3 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、第五条の二第六項に規定する住居に入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

3 老年痴呆症患者共同生活援助事业开展者收取前款规定的预收款时，须签订如下内容的合同：从入住第五条之二第六款规定之住处的那一天起，到厚生劳动省令规定的满一定时间的那一天为止，其间，关于该入住及提供洗澡、排泄、进食等护理以及日常生活上的其他援助解除合同或因入住者死亡而终止合同的情况下，从该预收款金额中扣减按照厚生劳动省令规定的方法计算出的金额，而后返还余下的金额。

（施設の設置）

（设施的设立）

第十五条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

第十五条 都道府县可设立老年人福利设施。

2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。

2 国家及都道府县以外者依据厚生劳动省令的规定，预先向都道府县知事呈报厚生劳动省令规定的事项之后，可设立老年人日间看护中心、老年人短期寄宿设施或老年人护理援助中心。

3 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

3 市町村及地方独立行政法人（指《地方独立行政法人法》（二〇〇三年法律第一百十八号）第二条第一款规定的地方独立行政法人。第十六条第二款中同此）依据厚生劳动省令的规定，预先向都道府县知事呈报厚生劳动省令规定的事项之后，可设立陪护型养老院或特殊养老院。

4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 社会福利法人依据厚生劳动省令的规定，获得都道府县知事批准之后，可设立陪护型养老院或特殊养老院。

5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

5 国家及都道府县以外者依据《社会福祉法》的规定，可设立低收费养老院或老年人福利中心。

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

6 都道府县知事收到关于第四款批准的申请，认为包括该申请所涉及陪护型养老院或者特殊养老院所在地在内的区域（指该都道府县依据《介护保险法》第一百八条第二款之规定所确定的区域）陪护型养老院或者特殊养老院的寄宿定员总数已经达到了该都道府县依据第二十条之九第一款之规定制定的都道府县老年人福利计划中确定的该区域陪护型养老院或者特殊养老院的必要寄宿定员总数，或该申请所涉陪护型养老院或者特殊养老院的设立将使寄宿定员总数超出必要寄宿定员总数时，或者认为存在其他可能影响该都道府县老年人福利计划实现的情况时，可不通过第四款之批准。

（変更）

（変更）

第十五条之二 前条第二項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条之二 依据前条第二款之规定进行了申报者，变更厚生劳动省令规定的事项之后，自变更之日起一个月内，须呈报都道府县知事。

2 前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項の規定による認可を受けた者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 依据前条第三款之规定进行了申报或依据同条第四款之规定获得了批准者，拟变更厚生劳

动省令规定的事项时，须预先呈报都道府县知事。

（廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加）

（廃止、停止或者増減寄宿定員）

第十六条 国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第十六条 国家及都道府県以外者拟废止或停止老年人日间看护中心、老年人短期寄宿设施或老年人护理援助中心时，须在废止或停止之日的一个月以前，向都道府县知事呈报厚生劳动省令规定的事项。

2 市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村及地方独立行政法人拟废止、停止陪护型养老院或特殊养老院，或者増減其寄宿定员时，须在废止、停止或者寄宿定员増減之日的一个月以前，向都道府县知事呈报厚生劳动省令规定的事项。

3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 社会福利法人拟废止、停止陪护型养老院或特殊养老院，或者増減其寄宿定员时，须按照厚生劳动省令的规定，就废止、停止或者寄宿定员减少时期、寄宿定员増加情况，获得都道府县知事的批准。

4 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

4 社会福利法人依据前款规定申请増加陪护型养老院或特殊养老院的寄宿定员的情况下，适用第十五条第六款的规定。

（施設の基準）

（设施的標準）

第十七条 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

第十七条 都道府县须以条例的形式就陪护型养老院及特殊养老院的设备及运营制定相关标准。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

2 都道府县在制定前款的条例时，第一项到第三项所列事项应遵照厚生劳动省令规定的标准进行制定，第四项所列事项应以厚生劳动省令规定的标准为标准进行制定，其他事项应参考厚生劳动省令规定的标准。

一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

一 陪护型养老院及特殊养老院配备的职员及其定员数。

二 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

二 陪护型养老院及特殊养老院相关居室的楼面面积。

三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であって、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 陪护型养老院及特殊养老院运营相关的事项且符合厚生劳动省令规定的，与确保寄宿老年人的合理待遇及安全、保守秘密紧密相关的事项。

四 養護老人ホームの入所定員

四 陪护型养老院的寄宿定员。

3 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

3 陪护型养老院及特殊养老院的设立者须遵守第一款的标准。

(報告の徴収等)

(报告的呈上等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条 为确保老年人福利，都道府县知事在认为有必要时，可要求老年人居家生活援助事

业开展者或老年人日间看护中心、老年人短期寄宿设施或者老年人护理援助中心设立者就认为必要的事项呈交说明报告，或者指示其职员询问相关人员，或进入该办事处、设施，检查设备、账簿文件等物件。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 为维持前条第一款的标准，都道府县知事可要求陪护型养老院或特殊养老院的负责人就认为必要的事项呈交说明报告，或者指示其职员询问相关人员，或进入该设施，检查设备、账簿文件等物件。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 依据前两款规定进行询问或进入检查的情况下，该职员须携带能够证明其身份的证件，若相关人员提出要求，则予以出示。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 依据第一款及第二款之规定的权限，不得解释为是出于犯罪捜査的目的而获准的。

(改善命令等)

(整改命令等)

第十八条之二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第十八条之二 都道府县知事认为老年痴呆症患者共同生活援助事业开展者违反了第十四条之四的规定时，可命其采取必要的整改措施。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

2 老年人居家生活援助事业开展者或老年人日间看护中心、老年人短期寄宿设施或者老年人护理援助中心设立者违反了本法律、基于本法律的命令或基于这些做出的处分时，或者在该事

业上不正当谋利或在第五条之二第二款至第七款、第二十条之二之二或者第二十条之三规定人员的待遇上做出了不当行为时，对于该事业开展者或该设施设立者，都道府县知事可限制或命其停止该事业。

3 都道府县知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合（第一項の命令に違反したことに基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。）には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3 对于老年人居家生活援助事业或老年人日间看护中心、老年人短期寄宿设施或者老年人护理援助中心，都道府县知事依据前款规定限制或命其停止该事业时（因违反第一款之命令，限制或命其停止老年痴呆症患者共同生活援助事业的情况除外），须预先听取《社会福祉法》第七条第一款规定之地方社会福利审议会的意见。

第十九条 都道府县知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

第十九条 陪护型养老院或特殊养老院的设立者违反了本法律、基于本法律的命令或者基于这些做出的处分时，或者该设施已不符合第十七条第一款的标准时，对于该设立者，都道府县知事可命其改进该设施的设备或运营，或者命其停止或废止该事业，或者依据第十五条第四款之规定取消批准。

2 都道府县知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

2 对于陪护型养老院或特殊养老院，都道府县知事依据前款规定命其废止该事业或取消设立批准的情况下，须预先听取《社会福祉法》第七条第一款规定之地方社会福利审议会的意见。

（措置の受託義務）

（措施的受托义务）

第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第二十条 老年人居家生活援助事业开展者以及老年人日间看护中心和老年人短期寄宿设施的设立者，依据第十条之四第一款的规定接受了委托后，若无正当理由，不得拒绝。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 陪护型养老院及特殊养老院的设立者依据第十一条之规定接受了寄宿委托后，若无正当理由，不得拒绝。

(処遇の質の評価等)

(待遇的质量评估等)

第二十条の二 老人居宅生活支援事業を行う者及び老人福祉施設の設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に処遇を受ける者の立場に立ってこれを行うように努めなければならない。

第二十条之二 老年人居家生活援助事业开展者及老年人福利设施设立者须自行针对所提供的待遇进行质量评估或采取其他措施，时刻站在接受方的立场上提供待遇。

(老人デイサービスセンター)

(老年人日间看护中心)

第二十条の二の二 老人デイサービスセンターは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第一号通所事業であって厚生労働省令で定めるものを利用する者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を通わせ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

第二十条之二之二 老年人日间看护中心是指，第十条之四第一款第二项措施的相关人员，或者涉及到支付《介护保险法》规定之日托护理相关的居家护理服务费或地区紧密型日托护理、老年痴呆症日托护理相关的地区紧密型护理服务费或预防老年痴呆症日托护理相关的地区紧密型预防护理服务费的人员，或者利用第一号日托事业且符合厚生劳动省令规定之内容的人员，以及政令规定的其他人员(包括实际陪护照料该人员者)，供这些人员日常来往的，提供第五条之二第三款中厚生劳动省令规定之方便的设施。

(老人短期入所施設)

(老年人短期寄宿设施)

第二十条の三 老人短期入所施設は、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、

養護することを目的とする施設とする。

第二十条之三 老年人短期寄宿设施是指，第十条之四第一款第三项措施的相关人员，或者涉及到支付《介护保险法》规定之短期寄宿生活护理相关的居家护理服务费或预防护理短期寄宿生活护理相关的预防护理费的人员，以及政令规定的其他人员，供这些人员短期寄宿并得到陪护的设施。

（養護老人ホーム）  
（陪护型养老院）

第二十条の四 養護老人ホームは、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第二十条之四 陪护型养老院是指，供第十一条第一款第一项措施的相关人员寄宿并得到陪护的，同时为使其能够自立生活并参加社会活动而提供必要的指导和训练以及其他援助的设施。

（特別養護老人ホーム）  
（特殊养老院）

第二十条の五 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

第二十条之五 特殊养老院是指，第十一条第一款第二项措施的相关人员，或者涉及到支付《介护保险法》规定之地区紧密型护理老年人福利设施寄宿者生活护理相关的地区紧密型护理服务费或护理福利设施服务相关的设施护理费的人员，以及政令规定的其他人员，供这些人员寄宿并得到陪护的设施。

（軽費老人ホーム）  
（低收费养老院）

第二十条の六 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。）とする。

第二十条之六 低收费养老院是指，免费或收取低额的费用，让老年人寄宿，提供饮食等日常生活上必要的方便，并以此为目的的设施（第二十条之二之二至前条规定的设施除外）。

（老人福祉センター）  
（老年人福利中心）



第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

第二十条之七 老年人福利中心是指，免费或收取低额的费用，接受老年人相关的各类咨询，同时面向老年人综合性地提供增进健康、提高文化及娱乐活动的方便的设施。

（老人介護支援センター）

（老年人护理援助中心）

第二十条の七の二 老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

第二十条之七之二 老年人护理援助中心是指，接受老年人、其实际陪护者、地区居民等人员关于地区老年人福利相关各方面问题的咨询，提出必要的建议，同时，在主要接受居家护理的老年人或其实际陪护者与市町村、老年人居家生活援助事业开展者、老年人福利设施、医疗设施、老年人俱乐部等以增进老年人福利为目的的事业开展者等之间做好联系、协调，综合性地提供厚生劳动省令规定的其他援助的设施。

2 老人介護支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 老年人护理援助中心的设立者（设立者为法人的情况下，指其董事）、其职员或身处这些职位的人员，若无正当理由，不得泄露其获知的该业务相关的秘密。

### 第三章の二 老人福祉計画

#### 第三章之二 老年人福利计划

（市町村老人福祉計画）

（市町村老年人福利计划）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

第二十条之八 市町村应制定相关的计划（下称“市町村老年人福利计划”），确保老年人居家生活援助事业及老年人福利设施所开展事业的供应机制。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

2 在市町村老年人福利计划中，应就在该市町村区域内应确保的老年人福利事业的数量设定目标。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

3 在市町村老年人福利计划中，除前款目标外，应尽力制定相应的对策以确保同款老年人福利事业的数量。

4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

4 市町村在制定第二款的目標（仅限于老年人居家生活援助事业、老年人日间看护中心、老年人短期寄宿设施及特殊养老院相关的部分）时，须考虑《介护保险法》第一百十七条第二款第一项规定的护理给付等所涉及每一种服务的预估数量（仅限于同法规定的上门护理、日托护理、短期寄宿生活护理、定期巡访和随时上门护理看护、夜间上门护理、老年痴呆症日托护理、小规模多功能型居家护理、地区紧密型日托护理、老年痴呆症患者共同生活护理、地区紧密型护理老年人福利设施寄宿者生活护理、复合型服务及护理福利设施服务以及预防护理短期寄宿生活护理、预防老年痴呆症日托护理、预防护理小规模多功能型居家护理及预防老年痴呆症共同生活护理相关的部分）以及第一号上门事业及第一号日托事业的预估数量。

5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

5 厚生劳动大臣应制定参考标准，以便市町村确定第二款目标（仅限于陪护型养老院、低收费养老院、老年人福利中心及老年人护理援助中心相关的部分）。

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村应考虑到该市町村区域内因身体上或精神上存在障碍造成维持日常生活有困难老年人的人数、该障碍的程度、陪护的实际情况等情况，制定市町村老年人福利计划。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老年人福利计划须与《介护保险法》第一百十七条第一款规定的市町村护理保险事业计划一体化制定。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村老年人福利计划基于《社会福祉法》第七十条规定的市町村地区福利计划等其他法律规定制定，须与老年人福利相关事项的规定保持协调。

9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

9 市町村拟制定或变更市町村老年人福利计划（仅限于第二款规定之事项相关的部分）时，须预先听取都道府县的意见。

10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

10 市町村制定或变更市町村老年人福利计划之后，须呈交都道府县知事，不得拖延。

（都道府県老人福祉計画）

（都道府县老年人福利计划）

第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

第二十条之九 为促进市町村老年人福利计划的实现，都道府县应从各市町村通行的广域层面，制定关于确保老年人福利事业供应机制的计划（下称“都道府县老年人福利计划”）。

2 都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

2 在都道府县老年人福利计划中，应就该都道府县依据《介护保险法》第一百十八条第二款之规定确定的每个区域陪护型养老院及特殊养老院必要寄宿定员总数等老年人福利事业的数量制定目标。

3 都道府县老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

3 在都道府县老年人福利计划中，除前款规定的事项外，还应致力于制定下列事项。

一 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項

一 有关采取措施促进老年人福利设施建设及老年人福利设施之间协作的事项

二 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

二 有关采取措施确保从事老年人福利事业的人员或提高人员资质

4 都道府县は、第二項の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護保険法第一百十八条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

4 都道府县在制定第二款特殊养老院的必要寄宿定员总数时，须考虑到《介护保险法》第一百十八条第二款规定之地区紧密型护理老年人福利设施寄宿者生活护理相关的必要利用定员总数以及每种护理保险设施的必要寄宿定员总数（仅限于同法规定的护理老年人福利设施相关的部分）。

5 都道府县老人福祉計画は、介護保険法第一百十八条第一項に規定する都道府县介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 都道府县老年人福利计划须与《介护保险法》第一百十八条第一款规定的都道府县护理保险事业援助计划一体化制定。

6 都道府县老人福祉計画は、社会福祉法第一百八条に規定する都道府县地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 都道府县老年人福利计划基于《社会福祉法》第一百八条规定的都道府县地区福利援助计划等其他法律规定制定，须与老年人福利相关事项的规定保持协调。

7 都道府县は、都道府县老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 都道府县制定或变更都道府县老年人福利计划之后，须呈交厚生劳动大臣，不得拖延。

(都道府県知事の助言等)

(都道府県知事的建议等)

第二十条の十 都道府県知事は、市町村に対し、市町村老人福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

第二十条之十 都道府県知事可就市町村老年人福利计划在制定过程中的技术性事项，向市町村提出建议。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県老人福祉計画の作成の手法その他都道府県老人福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生劳动大臣可就都道府县老年人福利计划的制定方法等都道府县老年人福利计划在制定过程中的重要技术性事项，向都道府县提出必要的建议。

(援助)

(援助)

第二十条の十一 国及び地方公共団体は、市町村老人福祉計画又は都道府県老人福祉計画の達成に資する事業を行う者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助を与えるように努めなければならない。

第二十条之十一 国家及地方公共团体须向为市町村老年人福利计划或都道府县老年人福利计划实现做贡献的事业开展者提供必要的援助，以使该事业得以顺利地实施。

#### 第四章 費用

#### 第四章 费用

(費用の支弁)

(费用的支付)

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

第二十一条 下列费用由市町村支付。

一 第十条の四第一項第一号から第四号まで及び第六号の規定により市町村が行う措置に要する費用

一 依据第十条之四第一款第一项至第四项以及第六项的规定，市町村实施措施所需费用

一の二 第十条の四第一項第五号の規定により市町村が行う措置に要する費用

一之二 依据第十条之四第一款第五项之规定，市町村实施措施所需费用

二 第十一条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項の規定により市町村が行う措置に要する費用

二 依据第十一条第一款第一项及第三项以及同条第二款之规定，市町村实施措施所需费用

三 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用

三 依据第十一条第一款第二项之规定，市町村实施措施所需费用

（介護保険法による給付等との調整）

（与依据《介护保险法》的给付等之间的协调）

第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受け、又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を利用することができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第三号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

第二十一条之二 第十条之四第一款各项或第十一条第一款第二项措施的相关人员，获得了依据《介护保险法》规定之该措施相应的居家服务、地区紧密型服务、设施服务、预防护理服务或者地区紧密型预防护理服务相关的保险给付，或者能够利用第一号上门事业或第一号日托事业时，市町村在其限度之内，无需支付前条第一项、第一项之二或第三项规定的费用。

第二十二条及び第二十三条 削除

第二十二条及第二十三条 删除

（都道府県の補助）

（都道府县的补助）

第二十四条 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その四分の一以内（居住地を有しないか、又は明らかでない第五条の四第一項に規定する六十五歳以上の者についての措置に要する費用については、その二分の一以内）を補助することができる。

第二十四条 都道府县按照政令规定，对于市町村依据第二十一条第一项之规定支付的费用，可提供四分之一以内的补助（关于无住处或住处不明的，第五条之四第一款规定的六十五岁以上者，其措施所需费用可提供二分之一以内的补助）。

2 都道府県は、前項に規定するもののほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

2 除前款规定外，都道府县可向市町村或社会福利法人提供老年人福利事业所需的部分费用补助。

（準用規定）

（適用規定）

第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号の規定若しくは同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第二十五条 《社会福祉法》第五十八条第二款至第四款的规定适用于依据前条之规定领取补助金的，或者依据《国有财产特别措施法》（一九五三年法律第二百十九号）第二条第二款第四项之规定或同法第三条第一款第四项及同条第二款之规定获得普通财产让渡或贷款的社会福利法人。

（国の補助）

（国家補助）

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その二分の一以内を補助することができる。

第二十六条 国家按照政令规定，对于市町村依据第二十一条第一项之规定支付的费用，可提供二分之一以内的补助。

2 国は、前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村に対し、この法律に定める老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

2 除前款规定外，国家可向都道府县或市町村提供本法律所规定老年人福利事业所需的部分费用补助。

（遺留金品の処分）

（遺物的处理）

第二十七条 市町村は、第十一条第二項の規定により葬祭の措置を採る場合においては、その死者の遺留の金銭及び有価証券を当該措置に要する費用に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

第二十七条 市町村依据第十一条第二款之规定采取葬礼措施的情况下，可将该死者遗留的金钱及有价证券用作该措施所需费用，若不够，则可出售遗留物品，用卖得的钱充抵。

2 市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して

優先権を有する。

2 关于前款费用，在该遗留物品上，对于其他债权人的扣押权，市町村拥有优先权。

（費用の徴収）

（费用的收取）

第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

第二十八条 关于依据第十条之四第一款及第十一条规定之措施所需费用，市町村负责人在支付之后，可面向该措施的相关人员或其扶养义务人（指《民法》（一八九六年法律第八十九号）规定的扶养义务人。下同）根据其负担能力，收取该措施所需的全部或部分费用。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に囑託することができる。

2 依据前款之规定的费用收取，可委托被征收人居住地或财产所在地的市町村进行。

## 第四章之二 有料老人ホーム

### 第四章之二 收费养老院

（届出等）

（申报等）

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

第二十九条 拟设立收费养老院（开展提供（包括委托他人提供的情况以及承诺将来提供的情况）让老年人入住，提供洗澡、排泄或进食的护理，饮食或日常生活上的其他必要方便且符合厚生劳动省令规定的内容（下称“护理等”）的事业的设施，且不属于老年人福利设施、老年痴呆症患者共同生活援助事业住宅以及厚生劳动省令规定的其他设施。下同）者，须预先向拟设立地点的都道府县知事申报以下各项所列事项。



一 施設の名称及び設置予定地

一 设施名称及计划设立地点

二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

二 拟设立者の姓名及住址或名称及所在地

三 条例、定款その他の基本約款

三 条例、章程以及其他基本条款

四 事業開始の予定年月日

四 计划开始事业的年月日

五 施設の管理者の氏名及び住所

五 设施管理者的姓名及住址

六 施設において供与される介護等の内容

六 设施内提供的护理等内容

七 その他厚生労働省令で定める事項

七 厚生劳动省令规定的其他事项

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 依据前款之规定进行了申报者，变更同款各项所列事项后，自变更之日起一个月内，须呈报当地都道府县知事。

3 第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 依据第一款之规定进行了申报者，拟废止或停止该事业时，须在废止或停止之日的一个月以前，呈报当地都道府县知事。

4 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームの事業について、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

4 收费养老院的设立者须按照厚生劳动省令的规定，制作并保存有关该收费养老院事业的账簿。

5 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホーム

に入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。

5 收费养老院的设立者须按照厚生劳动省令的规定，面向该收费养老院的入住人员或拟入住人员，公开该收费养老院提供的护理等内容以及厚生劳动省令规定的其他事项的相关信息。

6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

6 收费养老院的设立者，除收取房租、保证金及作为提供护理等日常生活所需方便的对应价格费用外，不得收受权利金等金钱或贵重物品。

7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

7 收费养老院的设立者当中，一次性收取终身应收房租等厚生劳动省令规定之费用的全部或部分作为预收款者，须以书面形式标明该预收款的计算基础，并且依据厚生劳动省令的规定采取必要的保全措施，以防出现该预收款背负偿还债务的情况。

8 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

8 收费养老院的设立者收取前款规定的预收款时，须签订如下内容的合同：从入住该收费养老院的那一天起，到厚生劳动省令规定的满一定时间的那一天为止，其间，关于该入住及提供护理等解除合同或因入住者死亡而终止合同的情况下，从该预收款金额中扣减按照厚生劳动省令规定的方法计算出的金额，而后返还余下的金额。

9 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 为实现本法律的目的，都道府县知事可要求收费养老院的设立者、管理者、受设立者委托提供护理等的受托者（下称“护理等受托者”）就其运营状况相关事项以及其他认为有必要的事项进行报告，或者使其职员询问相关人员，或者进入该收费养老院、该护理等受托者的办事处或者业务点，检查设备、账簿文件等物件。

10 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

10 第十八条第三款及第四款之规定适用于依据前款规定的询问或进入检查。

11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第八項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

11 都道府县知事认为收费养老院的设立者违反了第四款至第八款的规定时，认为在对待入住者上做出了不当行为或在其运营中做出了损害入住者权益的行为时，出于保护入住者的目的认为有必要时，可命该设立者采取必要的整改措施。

12 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

12 都道府县知事依据前款规定下达命令后，须予以公示。

(有料老人ホーム協会)

(收费养老院协会)

第三十条 その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる一般社団法人は、有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的とし、かつ、有料老人ホームの設置者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

第三十条 以保护收费养老院入住者，同时促进收费养老院的健康发展为目的，且仅限于章程中规定收费养老院的设立者为其社员（本章中下称“会员”）的，可设立名称中带有“收费养老院协会”字样的一般社団法人。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

2 前款的章程之规定不可变更。

3 第一項に規定する一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第一款中规定的一般社団法人（下称“协会”）成立后，自成立之日起两个星期内，须附上登记事项证明书及章程副本，呈报厚生劳动大臣。

4 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 协会的会员名簿须供公众查看。

(名称の使用制限)

(名称的使用制限)

第三十一条 協会でない者は、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いてはならない。

第三十一条 非協会者不得在其名称中使用“收费养老院协会”字样。

2 協会に加入していない者は、その名称中に有料老人ホーム協会会員という文字を用いてはならない。

2 未加入協会者不得在其名称中使用“收费养老院协会会员”字样。

(協会の業務)

(协会的工作)

第三十一条之二 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

第三十一条之二 协会为实现其目的而开展下列工作。

一 有料老人ホームを運営するに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

一 为使会员在运营收费养老院时遵守本法律以及其他法令的规定,而进行指导、劝告等工作。

二 会員の設置する有料老人ホームの運営に関し、契約内容の適正化その他入居者の保護を図り、及び入居者の立場に立った処遇を行うため必要な指導、勧告その他の業務

二 为使会员设立的收费养老院在运营上保障合同内容合理化等入住者权益,站在入住者的立场上提供待遇,而进行必要的指导、劝告等工作。

三 会員の設置する有料老人ホームの設備及び運営に対する入居者等からの苦情の解決

三 处理入住者等针对会员设立的收费养老院的设备及运营提出的投诉。

四 有料老人ホームの職員の資質の向上のための研修

四 旨在提升收费养老院职员资质的培训。

五 有料老人ホームに関する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

五 宣传收费养老院等为实现协会目的必要工作。

2 協会は、その会員の設置する有料老人ホームの入居者等から当該有料老人ホームの設備及び運営に関する苦情について解決の申出があつた場合において必要があると認めるときは、

当該会員に対して、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 会員设立的收费养老院的入住者等不满该收费养老院的设备及运营，向协会提出处理申请时，协会在认为有必要时，可要求该会员进行书面或口头说明或者提供资料。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

3 当协会依据前款规定提出要求时，若无正当理由，会员不得拒绝。

(監督)

(監督)

第三十一条之三 協会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

第三十一条之三 协会的工作受厚生劳动大臣的监督。

2 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 为确保前条第一款规定的工作得以合理地实施，厚生劳动大臣在认为有必要时，可向协会下达有关该工作监督层面必要的命令。

(厚生労働大臣に対する協力)

(协助厚生劳动大臣)

第三十一条之四 厚生労働大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、厚生労働省令の定めるところにより、当該規定に基づく届出、報告その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

第三十一条之四 为保证本章规定得以顺利地实施，厚生劳动大臣可依据厚生劳动省令的规定，就基于该规定的申请、报告等必要事项要求协会协助。

(立入検査等)

(进入检查等)

第三十一条之五 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対して、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十一条之五 厚生劳动大臣可在施行本章规定所必要的限度内，命协会就其工作或财产进行报告或提交资料，或者使其职员询问相关人员，或者进入该协会办事处，检查其工作、财产

状況或账簿文件等物件。

2 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあり、及び同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第三十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

2 第十八条第三款及第四款之规定适用于依据前款规定的询问或进入检查。在这种情况下，同条第三款中“前两款”及同条第四款中“第一款及第二款”应解读为“第三十一条之五第一款”。

## 第五章 雜則

### 第五章 杂则

（審判の請求）

（裁決的申請）

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を~~図~~るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

第三十二条 以保证六十五岁以上者的福利为目的，市町村长认为特别有必要时，可依据《民法》第七条、第十一条、第十三条第二款、第十五条第一款、第十七条第一款、第八百七十六条之四第一款或第八百七十六条之九第一款的规定申请裁决。

（後見等に係る体制の整備等）

（监护等相关机制的建立等）

第三十二条之二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十二条之二 为了培养、运用有能力妥当地执行《民法》规定的监护、保佐及辅助（下称“监护等”）工作的人才，以促使基于前条之规定的裁决申请得以顺利地实施，市町村须实施培训，向家庭裁判所推荐有能力妥当地执行监护等工作的人员，并采取其他必要措施。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 为了与市町村合作培养、运用有能力妥当地执行监护等工作的人员，都道府县须就前款规定之措施的实施提供建议及其他援助。

（町村の一部事務組合等）

（町村的局部业务联合会等）

第三十三条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

第三十三条 在本法律的适用上，町村设置局部业务联合会或跨区域性联合会后又设立了福利办事处的情况下，该局部业务联合会或跨区域性联合会视为设立福利办事处的町村。

（大都市等の特例）

（大城市等的特例）

第三十四条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第三十四条 关于《地方自治法》（一九四七年法律第六十七号）第二百五十二条之十九第一款中的指定城市（下称“指定城市”）及同法第二百五十二条之二十二第一款的骨干市（下称“骨干市”），依据政令的规定，本法律中规定由都道府县处理的业务且符合政令规定的应由指定城市或骨干市（下称“指定城市等”）进行处理。在这种情况下，本法律中关于都道府县的规定应作为与指定城市等相关的规定，适用于指定城市等。

（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）

（紧急情况时厚生劳动大臣的业务执行）

第三十四条之二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務（同項の規定による認可の取消しを除く。）又は第二十九条第九項及び第十一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入居者の保護のため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

第三十四条之二 依据第十八条第二款及第十九条第一款之规定属于都道府县知事权限范围的业务（同款规定之批准的取消除外）或依据第二十九条第九款及第十一款之规定的属于都道府

县知事权限范围的业务，在厚生劳动大臣认为为了保护陪护型养老院或者特殊养老院或收费养老院的入住者，需要紧急处理的情况下，应由厚生劳动大臣或都道府县知事予以执行。

2 前項の場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るもの（第十九条第二項を除く。）に限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 在前款的情况下，本法律规定中有关都道府县知事的规定（仅限于该业务相关的条款（第十九条第二款除外））应适用于厚生劳动大臣，成为与厚生劳动大臣相关的规定。

3 第一項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

3 在第一款的情况下，厚生劳动大臣或都道府县知事执行该业务时，互相之间应密切合作。

（日本赤十字社）

（日本红十字会）

第三十五条 日本赤十字社は、この法律の適用については、社会福祉法人とみなす。

第三十五条 在本法律的适用上，日本红十字会视作社会福利法人。

（調査の囑託及び報告の請求）

（委托调查及要求报告）

第三十六条 市町村は、福祉の措置に関し必要があると認めるときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。

第三十六条 关于福利措施，市町村认为有必要时，可就接受或者拟接受该措施的老年人或其扶养义务人的资产、收入状况，委托行政机关进行调查，或者要求银行、信托公司、该老年人或其扶养义务人、雇主等相关人员进行报告。

（実施命令）

（实施命令）

第三十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第三十七条 本法律特别规定之外的，为实施本法律的程序等执行方面的必要细则，由厚生劳动省令规定。



## 第六章 罰則

### 第六章 罰則

第三十八条 第二十条の七の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十八条 违反第二十条之七之二第二款之规定者，处以一年以下徒刑或一百万日元以下罚金。

第三十九条 第十八条の二第一項又は第二十九条第十一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 违反基于第十八条之二第一款或第二十九条第十一款之规定的命令者，处以六个月以下徒刑或五十万日元以下罚金。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 若符合以下任意一项，则违反者处以三十万日元以下罚金。

一 第二十九条第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

一 不按照第二十九条第九款规定进行报告或提供虚假报告，或者对基于这些规定的询问不作回答或做出虚假回答，或者对基于这些规定的检查予以拒绝、妨碍、躲避时。

二 第二十九条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 不按照第二十九条第一款至第三款的规定进行申报或做出虚假申报时。

三 第三十一条第二項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会会員という文字を用いたとき。

三 违反第三十一条第二款之规定，在其名称中使用了“收费养老院协会会员”字样时。

四 第三十一条の五第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 不按照第三十一条之五第一款之规定提交报告、资料或提交虚假报告、资料，或者对基于同款规定的询问不作回答或做出虚假回答，或者对基于同款规定的检查予以拒绝、妨碍、躲避时。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十一条 法人代表或法人或者自然人的代理人、使用者及其他工作人员，在该法人或自然人的业务中，做出了前两条之违反行为时，除了处罚做出违反行为的人以外，对于该法人或自然人也按本条各规定处以刑罚。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第四十二条 符合以下任意一项者处以五十万日元以下过失罚款。

一 第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 不按第三十条第三款之规定进行申报或做出虚假申报者

二 第三十条第四項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者

二 违反第三十条第四款之规定，同款规定的会员名簿不供公众查看者

三 第三十一条の三第二項の命令に違反した者

三 违反第三十一条之三第二款之命令者

第四十三条 第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

第四十三条 违反第三十一条第一款之规定，在其名称中使用了“收费养老院协会”字样者，处以十万日元以下过失罚款。

## 附 則

### 附 則 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

第一条 本法律自公布之日起不超过一个月的范围内，自政令规定的日期起施行，基于依据本法律修订后的《公职选举法》（一九五〇年法律第一百号）第四十九条之规定适用于自本法律施行之日起满三个月之后公示或布告其日期的选举。

(経過規定)

(过渡規定)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により同法の規定による養老施設に收容されている者は、第十一条第一項第二号の措置を受けて收容されている者とみなす。

第二条 本法律施行时，基于依据本法律修订前的《生活保护法》第三十条第一款但书之规定，已被收容进同法规定之养老设施的人员，视作接受第十一条第一款第二项措施获得收容者。

第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の生活保護法の規定による養老施設は、この法律の規定により設置した養護老人ホームとみなす。

第三条 本法律施行时，基于依据本法律修订前的《生活保护法》之规定的养老设施，视作依据本法律之规定设立的陪护型养老院。

第四条 この法律の施行の際現に社会福祉事業等の施設に関する措置法（昭和三十三年法律第四百十二号）第二条の規定によりこの法律による改正前の生活保護法の規定による養老施設の用に供するため国が無償で貸し付けている普通財産を、引き続き地方公共団体において第十四条に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの用に供する場合又は社会福祉法人においてこれらの施設の用に供する場合においては、当分の間、これらの施設を社会福祉事業等の施設に関する措置法第二条第一号に掲げる施設とみなす。

第四条 本法律施行时，按照《关于社会福利事业等设施的措置法（一九五八年法律第四百十二号）》第二条之规定，国家无偿借给依据本法律修订前的《生活保护法》规定的养老设施使用的普通财产，继续由地方公共团体或社会福利法人用作第十四条规定的陪护型养老院或者特殊养老院的情况下，暂时将这些设施视作《关于社会福利事业等设施的措置法》第二条第一项所列设施。

第五条 この法律の施行の際現に存する有料老人ホームの設置者は、この法律の施行の日から一箇月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、第二十九条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

第五条 本法律施行时，既有收费养老院的设立者须自本法律施行之日起一个月内，向该设施所在地的都道府县知事申报第二十九条第一款各项所列事项。

(社会福祉法附則第七項に関する特例)

(关于《社会福祉法》附則第七款の特例)

第六条 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

第六条 依据《社会福祉法》附则第七款之规定设置的机构负责人，在本法律的适用上，视作福利办事处主任。

（特別養護老人ホームの設置に係る特例）

（关于设立特殊养老院的特例）

第六条之二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会は、第十五条第四項、第十六条第三項及び第四項並びに次条の規定（これらの規定中特別養護老人ホームに係る部分に限る。）の適用については、社会福祉法人とみなす。

第六条之二 設立属于《医疗法》（一九四八年法律第二百零五号）第三十一条規定之公立医疗机构的医院或诊所的农业合作社联合会，在适用第十五条第四款、第十六条第三款及第四款以及次条之規定（仅限于这些規定中特殊养老院相关的部分）上，视作社会福利法人。

（養護老人ホーム等の設置等に係る中核市の長に対する助言等）

（关于陪护型养老院等的设立等，向骨干市市长提建议等）

第七条 都道府県知事は、当分の間、第十五条第四項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第七条 依据第十五条第四款之规定，社会福利法人拟在骨干市区域内设立陪护型养老院或特殊养老院的情况下，都道府县知事认为包括该陪护型养老院或者特殊养老院所在地在内的区域（指该都道府县依据《介护保险法》第一百八条第二款之规定确定的区域）陪护型养老院或者特殊养老院的寄宿定员总数，已经达到了该都道府县依据第二十条之九第一款之规定制定的都道府县老年人福利计划中确定的该区域陪护型养老院或者特殊养老院的必要寄宿定员总数，或该陪护型养老院或者特殊养老院的设立将使寄宿定员总数超出必要寄宿定员总数时，或者认为存在其他可能影响该都道府县老年人福利计划实现的情况时，暂时可向该骨干市市长提出必要的建议或劝告。

2 前項の規定は、社会福祉法人が中核市の区域内に設置した養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員を増加しようとする場合について準用する。

2 前款之規定适用于社会福利法人设立在骨干市区域内的陪护型养老院或特殊养老院拟增加寄宿定员的情况。

（国の無利子貸付け等）

（国家的无息贷款等）

第八条 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、第二十六条第二項の規定により国がその費用について補助することができる事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあってはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

第八条 关于依据第二十六条第二款之规定，国家可就其费用提供补助的事业且符合《关于运用日本电信电话株式会社股票出售后的一部分收入以促进社会资本建设的特别措施法》（一九八七年法律第八十六号。下称《社会资本建设特别措施法》）第二条第一款第二项的，国家在预算范围内，暂时可向都道府县或指定城市等提供无息贷款，若由该都道府县或指定城市等自行实施的，则为所需费用的部分资金，若由指定城市等以外的市町村、社会福利法人等政令规定者实施的，则为该都道府县或指定城市等用于对其提供补助的部分资金。

2 国は、当分の間、指定都市等に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置（第二十六条第二項の規定により国がその費用について補助するものを除く。次項において同じ。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 关于立以开展老年人健康保持事业为目的的设施（依据第二十六条第二款之规定，国家就该费用提供补助的除外。次款中同此）且符合《社会资本建设特别措施法》第二条第一款第二项的，就其所需费用的全部或部分资金，国家在预算范围内，暂时可向指定城市等提供无息贷款。

3 国は、当分の間、都道府県に対し、老人健康保持事業を行うことを目的とする施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、指定都市等以外の市町村に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 关于设立以老年人健康保持事业为目的的设施且符合《社会资本建设特别措施法》第二条第一款第二项的，就该都道府县用于对指定城市等以外的市町村提供补助的全部或部分资金，国家在预算范围内，暂时可向都道府县提供无息贷款。

4 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前三款国家贷款的偿还期限是五年（含两年以内的延期偿付期）以内，由政令规定的期限。

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前款规定以外的，第一款至第三款规定的贷款的偿还方法、提前偿还等与偿还相关的必要事项，由政令规定。

6 国は、第一項から第三項までの規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国家依据第一款至第三款之规定，向都道府县或指定城市等提供了贷款时，应对该贷款所用于的事业，提供相当于该贷款金额的补助，在该贷款偿还时，以发放相当于该贷款偿还金额的补助的方式兑现。

7 市町村又は都道府県が、第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

7 市町村或都道府县接受第一款至第三款规定的无息贷款后，在第四款及第五款规定的偿还期限之前偿还完毕的情况下（政令规定的情况除外），在前款规定的适用上，该偿还行为视作是在该偿还期限到来时所做的。

附 則 （昭和四一年六月二五日法律第八六号） 抄

附 則 （一九六六年六月二十五日法律第八十六号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 本法律自公布之日起施行。

附 則 （昭和四七年六月二三日法律第九六号） 抄

附 則 （一九七二年六月二十三日法律第九十六号） 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

1 この法律は、昭和四十八年一月一日から施行する。

1 本法律自一九七三年一月一日起施行。

附 則 (昭和四八年七月二七日法律第六七号) 抄

附 則 (一九七三年七月二十七日法律第六十七号) 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起施行。

附 則 (昭和五七年八月一七日法律第八〇号) 抄

附 則 (一九八二年八月十七日法律第八十号) 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起不超过一年零六个月的范围内，自政令规定的日期起施行。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)

(伴随《老人福祉法》局部修订的过渡性措施)

第十七条 施行日前に行われた医療に係るこの法律による改正前の老人福祉法第十条の二の規定による老人医療費の支給については、なお従前の例による。

第十七条 关于涉及施行日之前所实施医疗的，基于依据本法律修订前的《老人福祉法》第十条之二规定的老年人医疗费支付，遵循以往惯例。

2 前項の規定によりなお従前の例により支給されることとされた老人医療費については、この法律による改正前の老人福祉法第三十六条から第三十九条までの規定はなお効力を有す

る。

2 关于依据前款规定遵循以往惯例进行支付的老年人医疗费，依据本法律修订前的《老人福祉法》第三十六条至第三十九条的规定仍具有效力。

3 施行日前に行われたこの法律による改正前の老人福祉法第十条及び第十条の二に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担については、なお従前の例による。

3 关于施行日之前实施的，依据本法律修订前的《老人福祉法》第十条及第十条之二规定措施的所需费用，市町村支付的部分以及都道府县及国家负担的部分，遵循以往惯例。

4 施行日前に行われたこの法律による改正前の老人福祉法第十条の規定による措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

4 关于施行日之前实施的，依据本法律修订前的《老人福祉法》第十条规定措施的所需费用的征收，遵循以往惯例。

**附 則 （昭和六〇年五月一八日法律第三七号） 抄**

**附 則 （一九八五年五月十八日法律第三十七号） 摘抄**

（施行期日等）

（施行日期等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 本法律自公布之日起施行。

2 この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

2 依据本法律修订后的法律之规定（关于一九八五年度特例的规定除外）适用于与同年度以后年度的预算相关的国家负担部分（包括该国家负担部分相关的都道府县或市町村的负担部分。



以下本款及次款中同此)或者补助(一九八四年度以前年度实施的业务或事业于一九八五年度以后年度支出的国家负担部分或补助,以及基于一九八四年度以前年度的国库债务负担行为应于一九八五年度以后年度支出的国家负担部分或补助除外)或者补贴的发放,而关于一九八四年度以前年度实施的业务或事业于一九八五年度以后年度支出的国家负担部分或补助,基于一九八四年度以前年度的国库债务负担行为应于一九八五年度以后年度支出的国家负担部分或补助,以及与一九八四年度以前年度的财政支出预算相关的国家负担部分或补助转入一九八五年度以后年度的情况,遵循以往惯例。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 依据本法律修订后的法律中关于一九八五年度特例的规定适用于与同年度预算相关的国家负担部分或补助(一九八四年度以前年度实施的业务或事业于一九八五年度支出的国家负担部分或补助以及基于一九八四年度以前年度的国库债务负担行为应于一九八五年度支出的国家负担部分或补助除外)以及同年度实施的业务或事业于一九八六年度以后年度支出的国家负担部分或补助,基于一九八五年度的国库债务负担行为应于一九八六年度以后年度支出的国家负担部分或补助,以及与一九八五年度财政支出预算相关的国家负担部分或补助转入一九八六年度以后年度的情况,而关于一九八四年度以前年度实施的业务或事业于一九八五年度支出的国家负担部分或补助,基于一九八四年度以前年度的国库债务负担行为应于一九八五年度支出的国家负担部分或补助,以及与一九八四年度以前年度的财政支出预算相关的国家负担部分或补助转入一九八五年度的情况,遵循以往惯例。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄

附 則 (一九八五年七月十二日法律第九十号) 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起施行。

(生活保護法等の一部改正に伴う経過措置)

(伴随《生活保护法》等局部修订的过渡性措施)

第八条 第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定（児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の際現にこれらの規定による改正前の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による認可を受けている市町村又はその申請を行っている市町村は、それぞれ、当該認可又は申請に係る施設につき、第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による届出を行ったものとみなす。

第八条 施行第二十六条之规定、第二十七条之规定或第二十八条之规定（仅限于《儿童福祉法》第三十五条、第五十六条之二、第五十八条及第五十八条之二的修订规定。以下本条中同此）时，基于依据这些规定修订前的《生活保护法》第四十条第二款、《老人福祉法》第十五条第二款或《儿童福祉法》第三十五条第三款之规定已经获得批准的市町村或正在申请的市町村，关于该批准或申请涉及的设施，分别视作基于依据第二十六条之规定、第二十七条之规定或第二十八条之规定修订后的《生活保护法》第四十条第二款、《老人福祉法》第十五条第二款或《儿童福祉法》第三十五条第三款之规定进行了申报。

2 第二十七条の規定又は第二十八条の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の老人福祉法第十六条の規定による認可又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による承認の申請を行っている市町村は、それぞれ、当該施設につき、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の老人福祉法第十六条第一項又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による届出を行ったものとみなす。

2 施行第二十七条之规定或第二十八条之规定时，基于依据这些规定修订前的《老人福祉法》第十六条之规定正在申请或基于《儿童福祉法》第三十五条第六款之规定正在申请批准的市町村，关于该设施，分别视作基于依据第二十七条之规定或第二十八条之规定修订后的《老人福祉法》第十六条第一款或《儿童福祉法》第三十五条第六款之规定进行了申报。

附 則 （昭和六一年五月八日法律第四六号） 抄

附 則 （一九八六年五月八日法律第四十六号） 摘抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 本法律自公布之日起施行。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十年以前年度の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年以前年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

2 基于依据本法律（第十一条、第十二条及第三十四条之规定除外）修订后的法律中一九八六年度至一九八八年度各年度特例相关的规定以及一九八六年度及一九八七年度特例相关的规定适用于与一九八六年度至一九八八年度各年度（对于一九八六年度及一九八七年度特例相关的规定而言，指一九八六年度及一九八七年度。以下本款中同此）预算相关的国家负担部分（包括该国家负担部分相关的都道府县或市町村负担的部分。以下本款中同此）或补助（一九八五年度以前年度实施的业务或事业于一九八六年度以后年度支出的国家负担部分或补助以及基于一九八五年度以前年度的国库债务负担行为应于一九八六年度以后年度支出的国家负担部分或补助除外）以及一九八六年度至一九八八年度各年度实施的业务或事业于一九八九年度（对于一九八六年度及一九八七年度特例相关的规定而言，指一九八八年度。以下本款中同此）以后年度支出的国家负担部分或补助，基于一九八六年度至一九八八年度各年度的国库债务负担行为应于一九八九年度以后年度支出的国家负担部分或补助，以及与一九八六年度至一九八八年度各年度财政支出预算相关的国家负担部分或补助转入一九八九年度以后年度的情况，而一九八五年度以前年度实施的业务或事业于一九八六年度以后年度支出的国家负担部分或补助，基于一九八五年度以前年度的国库债务负担行为应于一九八六年度以后年度支出的国家负担部分或补助，以及与一九八五年度以前年度财政支出预算相关的国家负担部分或补助转入一九八六年度以后年度的情况，遵循以往惯例。

附 則 （昭和六一年一二月二二日法律第一〇六号） 抄

附 則 （一九八六年十二月二十二日法律第一〇六号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

第一条 本法律自一九八七年一月一日起施行。

附 則 （昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号） 抄

附 則 （一九八六年十二月二十六日法律第一〇九号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起施行。但下列各项所列之規定，分別自该各项規定之日起施行。

一から四まで 略

一至四 略

五 第十四条の規定、第十五条の規定（身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十六条の規定、第十七条の規定（児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定並びに附則第七条第二項及び第十一条から第十三条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十四条之規定、第十五条之規定（《身体障碍者福利法》第十九条第四款及第十九条之二的修订规定除外。附则第七条第二款中同此）、第十六条之規定、第十七条之規定（《儿童福祉法》第二十条第四款的修订规定除外。附则第七条第二款中同此）、第十八条、第十九条、第二十六条及第三十九条之規定以及附则第七条第二款及第十一条至第十三条之規定 自公布之日起不超过六个月的范围内政令规定的日期

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

（其他处分、申请等相关的过渡性措施）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第六条 本法律（对于附则第一条各项所列规定而言，指该各项规定。以下本条及附则第八条中同此）施行前，基于修订之前的各法律之规定做出的许可等的处分等行为（本条中下称“处分等行为”），或本法律施行时，基于修订之前的各法律之规定正在做的许可等的申请等行为（本条中下称“申请等行为”），在本法律施行之日，处理这些行为相关的行政工作的人员将发生变化的，除附则第二条至前条之规定或修订后各法律（包括基于此的命令）过渡性措施的相关规定之外的，在本法律施行之日起修订后各法律的适用方面，视作基于修订后各法律的相应规定所做的处分等行为或申请等行为。

（不服申立てに係る経過措置）

（关于不服申诉的过渡性措施）

## 第七条

### 第七条

2 第十五条から第十九条までの規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の身体障害者福祉法第四十一条若しくは第四十二条の規定による審査請求若しくは再審査請求、老人福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求、児童福祉法第五十八条の三若しくは第五十九条（同法第五十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求若しくは再審査請求、精神薄弱者福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求又は母子保健法第二十五条の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

2 第十五条至第十九条规定施行前所做的行政厅的处分相关的，依据这些规定修订前的《身体障碍者福利法》第四十一条或者第四十二条规定的审查要求或者再审查要求、《老人福祉法》第三十条或者第三十一条规定的审查要求或者再审查要求、《儿童福祉法》第五十八条之三或者第五十九条（包括同法第五十九条之四第二款中适用的情况）规定的审查要求或者再审查要求、《精神薄弱者福利法》第三十条或者第三十一条规定的审查要求或者再审查要求或《母子保健法》第二十五条规定的再审查要求，遵循以往惯例。

附 則 （平成元年四月一〇日法律第二二号） 抄

附 則 （一九八九年四月十日法律第二十二号） 摘抄

（施行期日等）

（施行日期等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 本法律自公布之日起施行。

3 第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 依据第十三条（仅限于《义务教育费国库负担法》第二条的修订规定）、第十四条（仅限于《公立陪护学校建设特别措施法》第五条的修订规定）及第十六条至第二十八条之规定修订后的法律规定，适用于与一九八九年度以后年度预算相关的国家负担部分或补助（一九八八年度以前年度实施的业务或事业于一九八九年度以后年度支出的国家负担部分或补助除外），而一九八八年度以前年度实施的业务或事业于一九八九年度以后年度支出的国家负担部分或补助及与一九八八年度以前年度的财政支出预算相关的国家负担部分或补助转为一九八九年度以后年度的情况，遵循以往惯例。

附 則 （平成二年六月二九日法律第五八号） 抄

附 則 （一九九〇年六月二十九日法律第五十八号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自一九九一年一月一日起施行。但是，以下各项所列规定自该各项规定之日起施行。

一 第一条中老人福祉法の目次の改正規定（「第五章 雑則（第二十九条—第三十七条）」を

「 / 第四章の二 指定法人（第二十八条の二—第二十八条の十四） / 第五章 雑則（第二十九条—第三十七条） / 第六章 罰則（第三十八条・第三十九条） / 」に改める部分に限る。）、同法第十三条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定及び第五章の次に一章を加える改正規定並びに第十一条の規定並びに附則第二十条の規定、附則第二十四条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の改正規定及び附則第三十七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

一 第一条中《老人福祉法》目录的修订规定（仅限于“第五章 杂则（第二十九条—第三十七条）”改为“第四章之二 指定法人（第二十八条之二—第二十八条之十四） 第五章 杂则（第二十九条—第三十七条） 第六章 罚则（第三十八条・第三十九条）”的部分），同法第十三条的修订规定，在第四章后面添加一章的修订规定，在第五章后面添加一章的修订规定，第十一条之规定，附则第二十条之规定，附则第二十四条中《地方税法》（一九五〇年法律第二百二十六号）附则第九条的修订规定，附则第三十七条之规定 自公布之日起不超过三个月的范围内政令规定的日期

二 第一条中老人福祉法第二十一条、第二十四条及び第二十六条の改正規定、第二条中老人福祉法の目次の改正規定（「第三章 事業及び施設（第十四条—第二十条の七）」を「 / 第三章 事業及び施設（第十四条—第二十条の七） / 第三章の二 老人福祉計画（第二十条の八—第二十条の十一） / 」に改める部分を除く。）、「第五章 雑則」を「第四章の三 有料老人ホーム」に改める改正規定、同法第二十九条から第三十一条までの改正規定、同条の次に三条及び章名を加える改正規定、同法第三十八条及び第三十九条の改正規定、同条を第四十一条とする改正規定、同法第三十八条の次に二条を加える改正規定並びに同法本則に二条を加える改正規定、第三条中身体障害者福祉法第三十七条の改正規定及び同法第三十七条の二の改正規定（同条第四号を改める部分を除く。）、第五条中精神薄弱者福祉法第二十二条の改正規定（同条第一号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第二十三条の改正規定（同条第二号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第二十五条の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。）及び同法第二十六条の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。）、第七条中児童福祉法第五十条から第五十三条の二までの改正規定、同条を第五十三条の三とし、第五十三条の次に一条を加える改正規定、同法第五十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十六条の改正規定並びに第九条中社会福祉事業法第二条の改正規定（「五十万円」を「五百万円」に改める部分に限る。）、同法第七十一条、第七十四条及び第七十五条の改正規定、同法第七十六条を削り、第七十七条を第七十六条とする改正規定、同法第七十八条の改正規定、同条を第七十七条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十三条の改正規定並びに同法第八十五条の改正規定（「一万円」を「二十万円」に改める部分を除く。）並びに附則第五条及び第六条の規定並びに附則第二十五条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条の改正規定 平成三年四月一日

二 第一条中《老人福祉法》第二十一条、第二十四条及第二十六条的修订规定，第二条中《老人福祉法》目录的修订规定（“第三章 事业及设施（第十四条—第二十条之七）”修改为“第

三章 事业及设施（第十四条—第二十条之七） 第三章之二 老年人福利计划（第二十条之八—第二十条之十一）”的部分除外），“第五章 杂则”改为“第四章之三 收费养老院”的修订规定，同法第二十九条至第三十一条的修订规定，同条后面添加三条及章名的修订规定，同法第三十八条及第三十九条的修订规定，同条改为第四十一条的修订规定，同法第三十八条后面添加两条的修订规定以及同法本则添加两条的修订规定，第三条中《身体障碍者福利法》第三十七条的修订规定及同法第三十七条之二的修订规定（修改同条第四项的部分除外），第五条中《精神薄弱者福利法》第二十二条的修订规定（仅限于同条第一项后面添加一项的部分），同法第二十三条的修订规定（仅限于同条第二项后面添加一项的部分），同法第二十五条的修订规定（仅限于修改同条标题的部分及同条添加一款的部分）及同法第二十六条的修订规定（仅限于修改同条标题的部分及同条添加一款的部分），第七条中《儿童福祉法》第五十条至第五十三条之二的修订规定，同条改为第五十三条之三并在第五十三条后面添加一条的修订规定，同法第五十五条的修订规定，同条后面添加一条的修订规定及同法第五十六条的修订规定以及第九条中《社会福利事业法》第二条的修订规定（仅限于“五十万日元”改为“五百万日元”的部分），同法第七十一条、第七十四条及第七十五条的修订规定，删除同法第七十六条并把第七十七条改为第七十六条的修订规定，同法第七十八条的修订规定，同条改为第七十七条并在同条后面添加一条的修订规定，同法第八十三条的修订规定以及同法第八十五条的修订规定（“一万日元”改为“二十万日元”的部分除外）以及附则第五条及第六条之规定以及附则第二十五条中《国有财产特别措施法》（一九五二年法律第二百十九号）第三条的修订规定 一九九一年四月一日

三 第二条の規定（前号に掲げるものを除く。）、第四条及び第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七条、第十一条及び第二十三条の規定、附則第二十四条中地方税法第二十三条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定 平成五年四月一日

三 第二条の規定(前項所列規定除外。)、第四条及第六条の規定，第九条中社会福利事业法第十三条，第十七条及第二十条修改規定排列第十条規定排列附則第七条，第十一条及第二十三条規定，附則第二十四条中地方面税法第二十三条及第二百九十二条修改規定排列附則第二十八条，第三十一条，第三十二条及第三十六条規定 1993年四月一日

（検討）

（研讨）

第二条 政府は、老人及び身体障害者に対する居宅における介護等の措置の推進のための方策及びこれに伴う国の費用負担の方式については、平成五年度以降において、市町村の居宅における介護等の措置に係る供給体制の確保の状況その他の事情を総合的に勘案して検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条 关于老年人及身体障碍者居家护理等措施的推进方案及其国家费用负担方式，政府应



综合考虑一九九三年度以后市町村涉及居家护理等措施相关的供应机制的确保情况等，加以研讨，基于研讨结果采取所需措施。

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

（伴随《老人福祉法》局部修订的过渡性措施）

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の老人福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第十四条の規定を適用する場合には、同条中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第五十八号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第三条 本法律施行時、正在开展依据第一条之规定修订后的《老人福祉法》（以下本条及次条中称“新法”）第五条之二第一款规定的老年人居家生活援助事业的国及都道府县以外者，适用新法第十四条之规定的情况下，同条中“预先”是指“自《〈老人福祉法〉等局部修订的法律》（一九九〇年法律第五十八号）施行之日起三个月以内”。

第四条 この法律の施行の際現に新法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンター又は新法第二十条の三に規定する老人短期入所施設を設置している国及び都道府県以外の者について新法第十五条第二項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第五十八号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第四条 本法律施行時、已经设立了新法第二十条之二规定的老年人日间看护中心或新法第二十条之三规定的老年人短期寄宿设施的国家及都道府县以外者，适用新法第十五条第二款之规定的情况下，同条中“预先”是指“《〈老人福祉法〉等局部修订的法律》（一九九〇年法律第五十八号）施行之日起三个月以内”。

第五条 第二条の規定による改正後の老人福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第二十九条の規定の施行の際現に存する同条第一項に規定する有料老人ホームを設置している者であって、第二条の規定による改正前の老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出をしているものは、新法第二十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第五条 依据第二条之规定修订后的《老人福祉法》（以下本条及次条中称“新法”）第二十九条之规定施行时，已经设立了同条第一款规定之收费养老院且正在基于依据第二条规定修订前的《老人福祉法》第二十九条第一款规定进行申报者，视作依据新法第二十九条第一款规定进行了申报者。

第六条 昭和五十七年二月八日に設立された社団法人全国有料老人ホーム協会は、新法第三十条の施行の日において同条第一項に規定する要件に該当する場合には、新法第三十一条から第三十一条の四までの規定の適用については、同日に設立された新法第三十条第一項に規

定する法人とみなす。

第六条 新法第三十条施行之日，一九八二年二月八日设立的社团法人全国收费养老院协会在符合合同条第一款规定之条件的情况下，在新法第三十一条至第三十一条之四之规定的适用上，视作同日设立的新法第三十条第一款规定之法人。

第七条 第二条の規定による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧法」という。）又は旧法に基づく命令の規定により都道府県がした処分その他の行為は、第二条の規定による改正後の老人福祉法（以下この条において「新法」という。）又は新法に基づく命令の相当する規定により町村がした処分その他の行為とみなす。ただし、旧法に基づき行われ、又は行われるべきであった措置に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

第七条 都道府县基于依据第二条之规定修订前的《老人福祉法》（本条中下称“旧法”）或基于旧法之命令的规定所做的处分等行为，视作町村基于依据第二条之规定修订后的《老人福祉法》（本条中下称“新法”）或基于新法之命令相应的规定所做的处分等行为。但是，基于旧法执行或本应执行的措施相关费用的支付、负担及征收，遵循以往惯例。

（罰則に関する経過措置）

（罚则相关的过渡性措施）

第二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十一条 本法律施行之前所做的行为及在本法律附则中视作遵循以往惯例的情况下，在针对本法律施行之后所做行为的罚则的适用上，遵循以往惯例。

（その他の経過措置の政令への委任）

（其他过渡性措施交由政令规定）

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二十二条 本附则规定之内容以外的，在本法律施行过程中必要的过渡性措施，由政令进行规定。

**附 則** （平成三年一〇月四日法律第八九号） 抄

附 則 （一九九一年十月四日法律第八十九号） 摘抄

（施行期日）

(施行日期)

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自一九九二年一月一日起施行。但是，以下各项所列规定自该各项规定之日起施行。

一 略

一 略

二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定（「及び第四十六条の八第六項」を「、第四十六条の五の二第三項、第四十六条の八第六項及び第四十六条の十七の五第四項」に改める部分に限る。）、同法第三章の章名の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十七条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十条、第三十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規定、同法第三章の二の章名の改正規定、同法第三章の二中第四十六条の六の前に節名を付する改正規定、同法第四十六条の十七の改正規定、同法第三章の二中同条の次に一節を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定（「医療等」の下に「（医療（老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であって政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものを含む。）として政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受ける第十七条第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。）に限る。）、特定療養費の支給（老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。）、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給（以下「老人保健施設療養費等」という。）を除く。）」を加える部分のうち「（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものを含む。）」に係る部分（附則第七条において「老健法第四十八条改正規定中痴呆性老人部分」という。）及び老人訪問看護療養費の支給に係る部分、「及び第四十六条の二第九項」を「、第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改める部分並びに「第四十六条の二第十項」の下に「（第四十六条の五の三において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同法第五十二条の改正規定（「並びに」を「及び」に改める部分に限る。）並びに同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定、第二条の規定、第三条の規定（健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。）、第四条の規定（船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。）並びに第五条の規定（国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第十六条の規定（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）、附則第十七条の規定（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十七条の次に

一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第十九条及び第二十条の規定 平成四年四月一日  
二 第一条中《老年人保健法》目录的修订规定,同法第二条的修订规定,在同法第六条里添加一款的修订规定,同法第七条的修订规定(仅限于将“以及第四十六条之八第六款”改为“、第四十六条之五之二第三款、第四十六条之八第六款及第四十六条之十七之五第四款”的部分),同法第三章章名的修订规定,同法第十二条的修订规定,在同法第十七条之三后面添加一条的修订规定,同法第二十条、第三十三条及第三十四条的修订规定,在同法第三章中第四节后面添加两节的修订规定,同法第三章之二章名的修订规定,在同法第三章之二中第四十六条之六前面添加节名的修订规定,同法第四十六条之十七的修订规定,在同法第三章之二中同条后面添加一节的修订规定,同法第四十七条的修订规定,同法第四十八条的修订规定(仅限于在“医疗等”后面添加的“(医疗(仅限于依据《医疗法》第二十一条第一款但书获得都道府县知事批准的医院或其他以此为标准的医院且符合政令规定的病床当中,就政令规定的根据老年人身心特性实施合理看护的(包括根据处于痴呆状态的老年人的身心特性实施合理看护的)病床(以下本款中称“看护强化病床”),老年人医疗领取对象者领取的第十七条第四项所列给付(包括伴随该给付产生的同条第一项至第三项及第七项所列给付))、特定疗养费的支付(仅限于老年人医疗领取对象者就看护强化病床领取的政令规定之疗养相关的部分)、老年人保健设施疗养费的支付及老年人上门看护疗养费的支付(下称“老年人保健设施疗养费等”)除外)”当中,“(包括根据处于痴呆状态的老年人的身心特性实施合理看护的)”相关部分(附则第七条中指“《老健法》第四十八条修订规定中痴呆性老年人部分”)及老年人上门看护疗养费的支付相关部分,“及第四十六条之二第九款”改为“、第四十六条之二第九款及第四十六条之五之二第七款”的部分以及在“第四十六条之二第十款”后面添加“(包括适用于第四十六条之五之三的情况)”的部分),同法第五十二条的修订规定(仅限于“以及”改为“及”的部分)以及同法第五十七条、第八十二条及第八十六条的修订规定,第二条的规定,第三条的规定(在《健康保险法》附则里添加一条的修订规定除外),第四条的规定(在《海员保险法》附则里添加两款的修订规定除外)以及第五条的规定(在《国民健康保险法》附则里添加一款的修订规定除外)以及附则第十六条的规定(在《国家公务员等共济组合法》(一九五八年法律第一百二十八号)附则第九条后面添加一条的修订规定除外),附则第十七条的规定(在《地方公务员等共济组合法》(一九六二年法律第一百五十二号)附则第十七条后面添加一条的修订规定除外)以及附则第十九条及第二十条的规定 一九九二年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

(其他过渡性措施交由政令规定)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十五条 本附则规定之内容以外的,在本法律施行过程中必要的过渡性措施,由政令进行规定。

附 則 （平成五年一二月二日法律第八十九号） 抄

附 則 （一九九三年十一月十二日法律第八十九号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第一条 本法律自《行政程序法》（一九九三年法律第八十八号）施行之日起施行。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

（关于不利益处置申辩的过渡性措施）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二条 本法律施行前收到了询问要求并基于法令履行了应向审议会等合议制机构实施《行政程序法》第十三条规定之听证或辨明机会的赋予的程序等陈述意见等的相应程序时，则该询问等要求涉及的不利益处置程序不遵循依据本法律修订后的相关法律之规定，而遵循以往惯例。

（罰則に関する経過措置）

（罚则相关的过渡性措施）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 针对本法律施行前所做行为，罚则的适用遵循以往惯例。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

（伴随听证相关规定的整理的过渡性措施）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十四条 本法律施行前，依据法律规定做过的听证或者听证会（不利益处分相关的除外）或为此实施的程序，视作是基于依据本法律修订后相关法律的相应规定所做。

（政令への委任）

(交由政令規定)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第十五条 附則第二条至前条規定之内容以外的，与本法律施行相关的必要的过渡性措施，由政令进行規定。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

附 則 (一九九四年六月二十九日法律第四十九号) 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

1 本法律中、第一章の規定及次款の規定自《〈地方自治法〉局部修订的法律》（一九九四年法律第四十八号）中《地方自治法》（一九四七年法律第六十七号）第二卷第十二章的修订規定施行之日起施行，第二章の規定自《〈地方自治法〉局部修订的法律》中《地方自治法》第三卷第三章的修订規定施行之日起施行。

附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号) 抄

附 則 (一九九四年六月二十九日法律第五十六号) 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自一九九四年十月一日起施行。但是，以下各项所列規定自该各项規定之日起施行。

一及び二 略

一及二 略

三 第四条中老人保健法第四十一条に一項を加える改正規定、同法第四十六条の八第四項の改正規定並びに同法第四十六条の十七の三の改正規定並びに第五条中老人福祉法の目次の改正規定（第二十条の七に係る部分に限る。）、同法第五条の三の改正規定、同法第五条の四第二項第二号の改正規定、同法第六条の二の改正規定、同法第十五条第二項の改正規定、同法第十六条第一項の改正規定、同法第十八条第一項の改正規定、同法第十八条の二第一項及び第三項の改正規定、同法第十九条第一項の改正規定、同法第二十条の二を同法第二十条の二の二とし、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条の七の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十一条の二第一項第二号の改正規定並びに附則第三十一条中社会福祉事業法第二条第三項第二号の三の改正規定 公布の日

三 第四条中《老年人保健法》第四十一条添加一款的修订规定，同法第四十六条之八第四款的修订规定以及同法第四十六条之十七之三的修订规定以及第五条中《老人福祉法》目录的修订规定（仅限于第二十条之七的相关部分），同法第五条之三的修订规定，同法第五条之四第二款第二项的修订规定，同法第六条之二的修订规定，同法第十五条第二款的修订规定，同法第十六条第一款的修订规定，同法第十八条第一款的修订规定，同法第十八条之二第一款及第三款的修订规定，同法第十九条第一款的修订规定，将同法第二十条之二变成同法第二十条之二之二并在同法第二十条后面添加一条的修订规定，同法第二十条之七后面添加一条的修订规定以及同法第三十一条之二第一款第二项的修订规定以及附则第三十一条中《社会福利事业法》第二条第三款第二项之三的修订规定 公布之日

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

（伴随《老人福祉法》局部修订的过渡性措施）

第二十六条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の老人福祉法（以下この条において「新老人福祉法」という。）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを設置している国及び都道府県以外の者について新老人福祉法第十五条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十六号）附則第一条第三号に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第二十六条 本法律施行时，已经设立了依据第五条之规定修订后的《老人福祉法》（本条中下称“新《老人福祉法》”）第二十条之七之二规定的老年人护理援助中心的国家及都道府县以外者，适用新《老人福祉法》第十五条第二款之规定的情况下，同款中“预先”是指“自《健康保険法》等局部修订的法律》（一九九四年法律第五十六号）附则第一条第三项之规定施行之日起三个月内”。

（罰則に関する経過措置）

（罚则相关的过渡性措施）

第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

第六十五条 针对本法律施行前所做行为，罚则的适用遵循以往惯例。

（その他の経過措置の政令への委任）

（其他过渡性措施交由政令规定）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第六十七条 本附則規定之内容以外的，在本法律施行过程中必要的过渡性措施，由政令进行规定。

附 則 （平成九年六月一一日法律第七四号） 抄

附 則 （一九九七年六月十一日法律第七十四号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

第一条 本法律自一九九八年四月一日起施行。

附 則 （平成九年一二月一七日法律第一二四号） 抄

附 則 （一九九七年十二月十七日法律第一二四号） 摘抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

本法律自《介护保险法》施行之日起施行。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

附 則 （一九九九年七月十六日法律第八十七号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自二〇〇〇年四月一日起施行。但是，以下各项所列规定自该各项规定之日起



施行。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

一 第一条中《地方自治法》第二百五十条后面添加五条、节名以及两款及款名的修订规定（仅限于同法第二百五十条之九第一款相关的部分（仅限于有关获得两议院同意的部分）），第四十条中《自然公园法》附则第九款及第十款的修订规定（仅限于同法附则第十款相关的部分），第二百四十四条的规定（《农业改良助长法》第十四条之三的修订规定相关的部分除外）以及第四百七十二條的规定（《关于市町村合并特例的法律》第六条、第八条及第十七条的修订规定相关的部分除外）以及附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条但书、第六十条第四款及第五款、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四款至第六款、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条以及第二百二条的规定 公布之日

（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

（关于对厚生大臣提出再审查要求的过渡性措施）

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九条から第百五十一条まで、第百五十七条、第百五十八条、第百六十五条、第百六十八条、第百七十条、第百七十二条、第百七十三条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十三条、第百八十八条、第百九十五条、第二百一条、第二百八条、第二百十四条、第二百九条から第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の

規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

第七十四条 关于施行日之前所做的行政厅处分，依据第一百四十九条至第一百五十一条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百六十五条、第一百六十八条、第一百七十条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百八十三条、第一百八十八条、第一百九十五条、第二百一条、第二百八条、第二百十四条、第二百九条至第二百二十一条、第二百二十九条或第二百三十八条之规定修订前的《儿童福祉法》第五十九条之四第二款、《关于按摩指压师、针灸师等的法律》第十二条之四、《食品卫生法》第二十九条之四、《旅馆业法》第九条之三、《公共浴场法》第七条之三、《医疗法》第七十一条之三、《身体障碍者福利法》第四十三条之二第二款、《关于精神保健及精神障碍者福利的法律》第五十一条之十二第二款、《洗衣业法》第十四条之二第二款、《狂犬病预防法》第二十五条之二、《社会福利事业法》第八十三条之二第二款、《结核预防法》第六十九条、《屠宰场法》第二十条、《齿科技工士法》第二十七条之二、《关于临床检查技师、卫生检查技师等的法律》第二十条之八之二、《智力障碍者福利法》第三十条第二款、《老人福祉法》第三十四条第二款、《母子保健法》第二十六条第二款、《正骨师法》第二十三条、《关于确保建筑物卫生环境的法律》第十四条第二款、《关于废弃物处理及清扫的法律》第二十四条、《关于食用禽类处理事业的管理及食用禽类检查的法律》第四十一条第三款或《关于预防传染病及治疗传染病患者的法律》第六十五条，基于上述规定的再审查要求，遵循以往惯例。

（国等の事務）

（国家级机构等的工作）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百五十九条 除依据本法律修订之前各法律规定的内容外，在本法律施行之前，地方公共团体的机构依据法律或基于此的政令管理或执行的国家级、其他地方公共团体等公共团体的工作（在附则第一百六十一条中称“国家级机构等的工作”），在本法律施行之后，应由地方公共团体依据法律或基于此的政令作为该地方公共团体的工作加以处理。

（処分、申請等に関する経過措置）

（处分、申请等相关的过渡性措施）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為

（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第一百六十条 本法律（对于附则第一条各项所列规定而言，指该各规定。以下本条及附则第一百六十三条中同此）施行之前，基于修订前的各法律之规定所做的批准等的处分等行为（本条中下称“处分等行为”），或本法律施行时，基于修订前的各法律之规定正在做的批准等的申请等行为（本条中下称“申请等行为”），在本法律施行之日，处理这些行为相关的行政工作的人员将发生变化的，除附则第二条至前条之规定或修订后各法律（包括基于此的命令）的过渡性措施的相关规定外，在本法律施行之日起修订后各法律的适用方面，视作基于修订后各法律的相应规定所做的处分等行为或申请等行为。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

2 本法律施行之前，依据修订前的各法律之规定须向国家或地方公共团体的机构实施报告、申报、提交等程序的事项而在本法律施行之日前未实施该程序者，除本法律及基于此的政令另有规定外，视作依据修订后各法律的相应规定须向国家或地方公共团体的相应机构实施报告、申报、提交等程序的事项而未实施该程序者，适用依据本法律修订后的各法律之规定。

（不服申立てに関する経過措置）

（关于不服申诉的过渡性措施）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

第一百六十一条 施行日之前所做的国家级机构等的业务相关处分，且施行日之前，做出该处分的行政厅（本条中下称“处分厅”）存在《行政不服审查法》规定的上级行政厅（本条中下称“上级行政厅”）的情况下，依据同法进行的不服申诉，在施行日之后也将视作该处分厅仍存在上级行政厅，适用《行政不服审查法》的规定。在这种情况下，被视为该处分厅之上级行政厅

的行政庁即为施行日之前作为该处分厅之上级行政庁的行政庁。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 在前款的情况下，若被视为上级行政庁的行政庁为地方公共团体的机构，则该机构依据《行政不服审查法》的规定进行处理的业务为依据新《地方自治法》第二条第九款第一项规定的第一号法定受托业务。

（罰則に関する経過措置）

（罚则相关的过渡性措施）

第六百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六百六十三条 针对本法律施行前所做行为，罚则的适用遵循以往惯例。

（その他の経過措置の政令への委任）

（其他过渡性措施交由政令规定）

第六百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第六百六十四条 本附则规定之内容以外的，在本法律施行过程中必要的过渡性措施（包括罚则相关的过渡性措施），由政令进行规定。

（検討）

（研讨）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十条 关于新《地方自治法》第二条第九款第一项规定的第一号法定受托业务，应尽量不新增，同时关于新《地方自治法》附表所列第一个内容及基于新《地方自治法》的政令所示内容，应从推进地方分权的观点加以研讨，适宜、适当地进行重新评估。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十一条 为了使地方公共团体能够自主、独立地执行业务及事业，关于如何根据国家与地方公共团体的责任分配确保充实的地方财源，政府应考虑到经济形势的变化等，加以研讨，基于研讨结果采取必要的措施。

附 則 （平成十一年一月二日法律第一五〇号） 抄

附 則 （一九九九年十二月八日法律第一五〇号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 本法律自二〇〇〇年四月一日起施行。

（経過措置）

（过渡性措施）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第三条 对于根据部分修订民法的法律（平成十一（1999）年法律第一百四十九号）附则第三条第三款规定仍依前例执行的准禁治产人及其保佐人（监护人）相关的本法修订规定的适用，除以下所列修订规定外，均依前例执行。

一から二十五まで 略

一到二十五 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 针对本法律施行前所做行为，罚则的适用遵循以往惯例。

附 則 （平成十一年一月二日法律第一六〇号） 抄

附 則 （一九九九年十二月二十二日法律第一六〇号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律（第二条及第三条除外）自二〇一一年一月六日起施行。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一二年六月七日法律第一一一号） 抄

附 則 （二〇〇〇年六月七日法律第一一一号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起施行。但是，以下各项所列规定自该各项规定之日起施行。

一 略

一 略

二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「收容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二條、第三十二條及び第三十五條の規定、附則第三十九條中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五条の改正規定（「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二条（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日

二 第二条（《社会福祉法》第二条第三款第五项的修订规定除外）、第五条、第七条及第十条的规定以及第十三条中《生活保护法》第八十四条之三的修订规定（“收容”改为“寄宿”的部分除外）以及附则第十一条至第十四条、第十七条至第十九条、第二十二條、第三十二條及第三十五條的规定，附則第三十九條中《国有财产特别措施法》第二条第二款第一項的修订规定（“《社会福利事业法》”改为“《社会福祉法》”的部分除外）及同款第五項改为同款第七項、同款第四改爲同款第六項、同款第三項改爲同款第五項、同款第二項后面添加兩項的修订规定，

附则第四十条的规定，附则第四十一条中《老人福祉法》（一九六三年法律第一百三十三号）第二十五条的修订规定（“《社会福利事业法》第五十六条第二款”改为“《社会福祉法》第五十八条第二款”的部分除外）以及附则第五十二条（《〈介护保险法〉施行法》（一九九七年法律第一百二十四号）第五十六条的修订规定除外）的规定 二〇〇三年四月一日

附 則 （平成一三年六月二二日法律第五九号）

附 則 （二〇〇一年六月二十二日法律第五十九号）

この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

本法律自二〇〇三年一月一日起施行。但是，第二条的规定自二〇〇二年一月一日起施行。

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号） 抄

附 則 （二〇〇二年二月八日法律第一号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起施行。

附 則 （平成一四年一二月一三日法律第一六六号） 抄

附 則 （二〇〇二年十二月十三日法律第一六六号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起施行。但是，附则第六条至第九条及第十一条至第二十三条的规定自二〇〇三年十月一日起施行。

附 則 （平成一五年七月一六日法律第一一九号） 抄

附 則 （二〇〇三年七月十六日法律第一一九号） 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

第一条 本法律自《地方独立行政法人法》（二〇〇三年法律第一百十八号）施行之日起施行。

(その他の経過措置の政令への委任)

(其他过渡性措施交由政令规定)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 本附则规定之内容以外的,在本法律施行过程中必要的过渡性措施,由政令进行规定。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一四七号） 抄

附 則 （二〇〇四年十二月一日法律第一四七号） 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起不超过六个月的范围内,自政令规定的日期起施行。

附 則 （平成一七年四月一日法律第二五号） 抄

附 則 （二〇〇五年四月一日法律第二十五号） 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第一条 本法律自二〇〇五年四月一日起施行。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

(伴随儿童福利法等的一部分修改的经过措施)



第六条 この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

第六条 根据本法规定（第一条除外。）修订后的规定，适用于有关平成十七（2005）年度以后年度预算由国家或都道府县负担的（因平成十六（2004）年度以前的年度的事务或项目的实施，于平成十七（2005）年度以后的年度由国家或都道府县负担支出的除外。），因平成十六（2004）年度以前的年度的事务或项目的实施，于平成十七（2005）年度以后的年度由国家或都道府县负担支出的，仍依前例执行。

第九条 この法律の施行前に行われた第六条の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老人福祉法」という。）附則第八条第一項の規定による国の貸付けについては、同条第七項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「、第一項」とあるのは「、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号）第六条の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老人福祉法」という。）附則第八条第一項」と、「第二十六条第一項」とあるのは「旧老人福祉法第二十六条第一項」とする。

第九条 关于本法律施行之前实施的，依据第六条规定修订之前的《老人福祉法》（下称“旧《老人福祉法》”）附则第八条第一款规定的国家贷款，同条第七款之规定在本法律施行之后仍有效力。在这种情况下，同条中“，第一款”指“，依据随着国家补助金等的整理及合理化等而颁布的《〈国民健康保险法〉等局部修订的法律》（二〇〇五年法律第二十五号）第六条之规定修订前的《老人福祉法》（下称“旧《老人福祉法》”）附则第八条第一款”，“第二十六条第一款”指“旧《老人福祉法》第二十六条第一款”。

2 第六条の規定による改正後の老人福祉法（以下「新老人福祉法」という。）附則第八条第四項、第五項及び第七項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧老人福祉法附則第八条第一項の貸付金についても、適用する。この場合において、新老人福祉法附則第八条第四項中「前三項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」という。）第六条の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老人福祉法」という。）附則第八条第一項」と、同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは「旧老人福祉法附則第八条第一項」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「旧老人福祉法附則第八条第一項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧老人福祉法附則第八条第七項」とする。

2 依据第六条之规定修订后的《老人福祉法》（下称“新《老人福祉法》”）附则第八条第四款、第五款及第七款的规定也适用于在本法律施行之前，国家提供的旧《老人福祉法》附则第八条

第一款之贷款。在这种情况下，新《老人福祉法》附则第八条第四款中“前三款”指依据随着国家补助金等的调整及合理化等而颁布的《〈国民健康保险法〉等局部修订的法律》（二〇〇五年法律第二十五号。下称《局部修订法》）第六条之规定修订前的《老人福祉法》（下称“旧《老人福祉法》”）附则第八条第一款，同条第五款中“第一款至第三款”指“旧《老人福祉法》附则第八条第一款”，同条第七款中“第一款至第三款”指“旧《老人福祉法》附则第八条第一款”，“前款”指“依据局部修订法附则第九条第一款之规定仍有效力的旧《老人福祉法》附则第八条第七款”。

（その他の経過措置の政令への委任）

（其他过渡性措施交由政令规定）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十条 本附则规定之内容以外的，在本法律施行过程中必要的过渡性措施，由政令进行规定。

附 則 （平成一七年六月二九日法律第七七号） 抄

附 則 （二〇〇五年六月二十九日法律第七十七号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二項、第三十二條、第三十九條及び第五十六條の規定 公布の日

一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及第十五条以及附则第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二款、第三十二條、第三十九條及第五十六條的规定 公布之日

二 第二条、第六条及び第九条並びに附則第十条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第十三条ただし書の規定 平成十七年十月一日

二 第二条、第六条及第九条以及附则第十条第一款但书及第二款但书以及第十三条但书的规定 二〇〇五年十月一日

（検討）

(探討)

第二条 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

第二条 政府将针对护理保险制度的被保险人及获得保险给付者的范围，结合社会保障相关制度整体的一体化调整进行探讨，并根据其结果，以平成二十一（2009）年度前后为目标采取相应的措施。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)

(伴随《老人福祉法》局部修订而采取的过渡性措施)

第十六条 施行日前措置入所者は、第十条の規定による改正後の老人福祉法第十一条第一項第一号の措置を受けて入所している者とみなす。

第十六条 施行之日前接受措施寄宿的人员视作接受依据第十条之规定修订后的《老人福祉法》第十一条第一款第一项之措施寄宿的人员。

第十七条 老人福祉法第十四条の四第二項の規定は、認知症対応型老人共同生活援助事業(施行日の前日までに老人福祉法第十四条の届出がされたものを除く。)が行われる住居に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

第十七条 《老人福祉法》第十四条之四第二款的规定适用于施行日之后入住老年痴呆症患者共同生活援助事业（截至施行日的前一天，已完成《老人福祉法》第十四条之申报的除外）住处的人员的相关预收款。

2 老人福祉法第二十九条第七項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホーム（施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九条第一項の届出がされたものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

2 《老人福祉法》第二十九条第七款的规定适用于施行日之后入住同条第一款规定的收费养老院（截至施行日的前一天，已完成旧《老人福祉法》第二十九条第一款之申报的以及厚生劳动省令规定的其他情况除外）的人员的相关预收款。

(罰則に関する経過措置)

(罚则相关的过渡性措施)

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十五条 本法律施行前所做行为及依据附则第九条之规定遵循以往惯例的情况下，针对本

法律施行后所做行为的罚则的适用，遵循以往惯例。

（その他の経過措置の政令への委任）

（其他过渡性措施交由政令规定）

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第五十六条 除附則第三条至第二十七条、第三十六条及第三十七条の規定外，与本法律施行相关的必要的过渡性措施（包括罚则相关的过渡性措施），由政令进行规定。

附 則 （平成一七年十一月七日法律第一二三号） 抄

附 則 （二〇〇五年十一月七日法律第一二三号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自二〇〇六年四月一日起施行。但是，以下各项所列规定自该各项规定之日起施行。

一 略

一 略

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者

及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。)及び第二項、第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分を除く。)及び第二項第二号、第九十六条、第一百条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第一百一条及び第一百十二条(第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。)並びに第一百十四条並びに第一百十五条第一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五十五条、第一百八条、第一百条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日

二 第五条第一款(居家护理、行动援护、儿童日间看护、短期寄宿及共同生活援助相关的部分除外)、第三款、第五款、第六款、第九款至第十五款、第十七款及第十九款至第二十二款、第二章第一节(仅限于服务利用计划制作费、特定障碍者特别给付费、特例特定障碍者特别给付费、疗养护理医疗费、标准疗养护理医疗费及辅助器具费的支付相关部分)、第二十八条第一款(仅限于第二项、第四项、第五项及第八项至第十项相关的部分)及第二款(仅限于第一项至第三项相关的部分)、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四款(包括在第三十七条第二款中适用的情况)、第三十八条至四十条、第四十一条(仅限于指定障碍者援助设施及指定咨询援助事业者的指定相关的部分)、第四十二条(仅限于指定障碍者援助设施等的设立者及指定咨询援助事业者相关的部分)、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一款(仅限于指定咨询援助事业者相关的部分)及第二款、第四十七条、第四十八条第三款及第四款、第四十九条第二款及第三款以及同条第四款至第七款(仅限于指定障碍者援助设施等的设立者及指定咨询援助事业者相关的部分)、第五十条第三款及第四款、第五十一条(仅限于指定障碍者援助设施及指定咨询援助事业者相关的部分)、第七十条至第七十二条、第七十三条、第七十四条第二款及第七十五条(仅限于疗养护理医疗及标准疗养护理医疗相关的部分)、第二章第四节、第三章、第四章(障碍福利服务事业相关的部分除外)、第五章、第九十二条第一项(仅限于服务利用计划制作费、特定障碍者特别给付费及特例特定障碍者特别给付费的支付相关的部分)、第二项(仅限于疗养护理医疗费及标准疗养护理医疗费的支付相关的部分)、第三项及第四项、

第九十三条第二项、第九十四条第一款第二项（仅限于第九十二条第三项相关的部分）及第二款、第九十五条第一款第二项（第九十二条第二项相关的部分除外）及第二款第二项、第九十六条、第一百十条（仅限于服务利用计划制作费、特定障碍者特别给付费、特例特定障碍者特别给付费、疗养护理医疗费、标准疗养护理医疗费及辅助器具费的支付相关的部分）、第一百十一条及第一百十二条（仅限于第四十八条第一款的规定在同条第三款及第四款中适用的情况相关的部分）以及第一百十四条以及第一百十五条第一款及第二款（仅限于服务利用计划制作费、特定障碍者特别给付费、特例特定障碍者特别给付费、疗养护理医疗费、标准疗养护理医疗费及辅助器具费的支付相关的部分）以及附则第十八条至第二十三条、第二十六条、第三十条至第三十三条、第三十五条、第三十九条至第四十三条、第四十六条、第四十八条至第五十条、第五十二条、第五十六条至第六十条、第六十二条、第六十五条、第六十八条至第七十条、第七十二条至第七十七条、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条至第九十条、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条至第一百条、第一百五十五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及第一百十五条的规定 二〇〇六年十月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

（罚则相关的过渡性措施）

第二百一十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百一十一条 本法律施行前所做行为及依据本附则之规定遵循以往惯例的情况下，针对本法律施行后所做行为的罚则的适用，遵循以往惯例。

（政令への委任）

（交由政令规定）

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第四百五十八条 本法律规定之内容以外，与本法律施行相关的必要的过渡性措施，由政令进行规定。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

附 則 （二〇〇六年六月二日法律第五十号） 摘抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。  
本法律自《一般社団和財団法人法》施行之日起施行。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八三号） 抄

附 則 （二〇〇六年六月二十一日法律第八十三号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自二〇〇六年十月一日起施行。但是、以下各项所列规定自该各项规定之日起施行。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第二百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日

一 第十条以及附則第四条、第三十三条至第三十六条、第五十二条第一款及第二款、第一百五十五条、第一百二十四条以及第一百三十一条至第一百三十三条的规定 公布之日

二及び三 略

二及三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第百三条、第百九条、第百十四条、第百十七条、第百二十条、第百二十三条、第百二十六条、第百二十八条及び第百三十条の規定 平成二十年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及第二十四条以及附則第二条第二款、第三十七条至第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条至第九十五条、第九十七条至第一百条、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及第百三十条的规定 二〇〇八年四月一日

（罰則に関する経過措置）

(罰則相关的过渡性措施)

第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百三十一条 本法律(对于附則第一条各项所列規定而言、指该各規定。下同)施行前所做为的行为、依据本附則之規定遵循以往惯例的情况下及依据本附則之規定仍有效力的情况下、针对本法律施行后所做行为以及依据本法律施行后前条第一款之規定仍有效力的同款規定之法律的规定失効前所做行为的罰則的适用、遵循以往惯例。

(処分、手続等に関する経過措置)

(处分、程序等相关的过渡性措施)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

第一百三十二条 本法律施行之前、依据修订前的各法律(包括基于此的命令。以下本条中同此)之規定所做的处分、程序等行为、且修订后各法律之規定中有相应规定的、除本附則另行規定外、视作是依据修订后各法律的相应規定所做。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

2 本法律施行之前、依据修订前的各法律之規定須实施申报等程序的事项而本法律施行之日前未实施该程序者、除本法律及基于此的命令另行規定外、对此视作依据修订后各法律的相应規定尚未实施该程序者、适用修订后的各法律之規定。

(その他の経過措置の政令への委任)

(其他过渡性措施交由政令規定)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



第一百三十三条 附则第三条至前条规定之内容以外，在本法律施行过程中必要的过渡性措施，由政令进行规定。

附 則 （平成一九年一二月一九日法律第一三〇号）

附 則 （二〇〇七年十二月十九日法律第一三〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

本法律自公布之日起施行。

附 則 （平成二〇年五月二八日法律第四二号） 抄

附 則 （二〇〇八年五月二十八日法律第四十二号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起不超过一年的范围内，自政令规定的日期起施行。

（検討）

（探讨）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条 政府将以本法施行五年后为目标，就根据本法规定修订后的规定的施行情况进行探讨，并在必要时根据其结果采取相应的措施。

（廃止又は休止の届出に関する経過措置）

（有关废止或休止的申报的经过措施）

第七条 この法律による改正後の老人福祉法第十四条の三又は第十六条第一項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後に同法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設若しくは同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止する国及び都道府県以外の者について適用し、同日前に同法第五条の

二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設若しくは同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止した国及び都道府県以外の者については、なお従前の例による。

第七条 依据本法律修订之后的《老人福祉法》第十四条之三或第十六条第一款的规定适用于自施行之日起满一个月之后，废止或停止同法第五条之二第一款规定的老年人居家生活援助事业或同法第二十条之二之二规定的老年人日间看护中心、同法第二十条之三规定的老年人短期寄宿设施或者同法第二十条之七之二规定的老年人护理援助中心的国家及都道府县以外者，而满一个月之前，废止或停止同法第五条之二第一款规定的老年人居家生活援助事业或同法第二十条之二之二规定的老年人日间看护中心、同法第二十条之三规定的老年人短期寄宿设施或者同法第二十条之七之二规定的老年人护理援助中心的国家及都道府县以外者，遵循以往惯例。

2 この法律による改正後の老人福祉法第二十九条第三項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、又は休止する有料老人ホームの設置者（同法第二十九条第一項の規定による届出をした者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお従前の例による。

2 依据本法律修订之后的《老人福祉法》第二十九条第三款的规定适用于自施行之日起满一个月之后，废止或停止该事业的收费养老院的设立者（指依据同法第二十九条第一款规定进行过申报者。以下本款中同此），而满一个月之前废止或停止该事业的收费养老院的设立者，遵循以往惯例。

（罰則に関する経過措置）

（罚则相关的过渡性措施）

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 本法律施行前所做行为及依据本附则之规定遵循以往惯例的情况下，针对本法律施行后所做行为的罚则的适用，遵循以往惯例。

（その他の経過措置の政令への委任）

（其他过渡性措施交由政令规定）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十条 本附则规定之内容以外的，在本法律施行过程中必要的过渡性措施，由政令进行规定。

附 則 （平成二二年五月二八日法律第三七号） 抄

附 則 （二〇一〇年五月二十八日法律第三十七号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第一条 本法律自公布之日起不超过六个月的范围内，自政令规定的日期（下称“施行日”）起施行。

（罰則の適用に関する経過措置）

（罰則相关的过渡性措施）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十四条 针对本法律施行前所做行为，罚则的适用遵循以往惯例。

（その他の経過措置の政令への委任）

（其他过渡性措施交由政令规定）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第三十五条 本附则规定之内容以外的，与本法律施行相关的必要的过渡性措施，由政令进行规定。

附 則 （平成二三年五月二日法律第三五号） 抄

附 則 （二〇一一年五月二日法律第三十五号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起不超过三个月的范围内，自政令规定的日期起施行。

附 則 （平成二三年五月二日法律第三七号） 抄

附 則 （二〇一一年五月二日法律第三十七号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起施行。但是，以下各项所列规定自该各项规定之日起施行。

一 略

一 略

二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。）、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日

二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条至第二十条、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（仅限于《道路法》第三十条及第四十五条的修订规定）、第三十五条及第三十六条的规定以及附则第四条、第五条、第六条第二款、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条至第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二款、第三十七条、第三十八条（仅限于《结构改革特别区域法》（二〇〇二年法律第一百八十九号）第三十条第一款及第二款的修订规定）、第三十九条、第四十条、第四十五条之二及第四十六条的规定 二〇〇八年四月一日

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

（儿童福利法等的一部分改正的经过措施）

第七条 第十三条、第十五条及び第十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

第七条 第十三条、第十五条及第十九条规定的施行之日起一年以内，截至下表上栏所列规定

中规定的都道府县条例制定施行为止的期间，同表下栏所列规定中规定的由厚生劳动省令制定的标准，视为由该都道府县条例制定的标准。

新児童福祉法第二十一条の五の十八第一項及び第二項  
新儿童福利法第二十一条五的十八第一项及第二项

新児童福祉法第二十一条の五の十八第三項  
新儿童福利法第二十一条五之十八第三项

新児童福祉法第二十四条の十二第一項及び第二項  
新儿童福利法第二十四条的十二第一项及第二项

新児童福祉法第二十四条の十二第三項  
新儿童福利法第二十四条的十二第三项

新児童福祉法第四十五条第一項  
新儿童福利法第四十五条第一项

新児童福祉法第四十五条第二項  
新儿童福利法第四十五条第二项

第十五条の規定による改正後の老人福祉法（以下この表及び附則第四十六条において「新老人福祉法」という。）第十七条第一項  
由第十五条规定修改后的老人福利法(以下在这个表及附则第四十六条说「新老人福利法」。  
)第十七条第一项

新老人福祉法第十七条第二項  
新老人福利法第十七条第二项

第十九条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下この表及び附則第四十六条において「新障害者自立支援法」という。）第三十条第一項第二号イ及びロ  
由第十九条的规定修改后的残疾人自立支援法(以下在这个表及附则第四十六条说「新残疾人自立支援法」。)第三十条第一项第イ及ロ

新障害者自立支援法第三十条第二項  
新残疾人自立支援法第三十条第二项

新障害者自立支援法第四十三条第一項及び第二項

新残疾人自立支援法第四十三条第一項及第二項

新障害者自立支援法第四十三条第三項

新残疾人自立支援法第四十三条第三項

新障害者自立支援法第四十四条第一項及び第二項

新残疾人自立支援法第四十四条第一項及第二項

新障害者自立支援法第四十四条第三項

新残疾人自立支援法第四十四条第三項

新障害者自立支援法第八十条第一項

新残疾人自立支援法第八十条第一項

新障害者自立支援法第八十条第二項

新残疾人自立支援法第八十条第二項

新障害者自立支援法第八十四条第一項

新残疾人自立支援法第八十四条第一項

新障害者自立支援法第八十四条第二項

新残疾人自立支援法第八十四条第二項

（罰則に関する経過措置）

（罚则相关的过渡性措施）

第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条 针对本法律（对于附则第一条各项所列规定而言，指该规定）施行前所做行为，罚则的适用遵循以往惯例。

（政令への委任）

（交由政令规定）

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十四条 附则第二条至前条及附则第三十六条规定之内容以外的，与本法律施行相关的必要的过渡性措施，由政令进行规定。

(検討)

(研讨)

第四十六条 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十八、第二十四条の十二及び第四十五条、新老人福祉法第十七条、新介護保険法第四十二条、第五十四条、第七十四条、第七十八条の四、第八十八条、第九十七条、第一百五十五条の四及び第一百五十五条の十四、改正後旧介護保険法第一百条、新障害者自立支援法第三十条、第四十三条、第四十四条、第八十条及び第八十四条並びに第二十条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条の規定並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四十六条 政府应考虑新《儿童福祉法》第二十一条之五之十八、第二十四条之十二及第四十五条、新《老人福祉法》第十七条、新《介护保险法》第四十二条、第五十四条、第七十四条、第七十八条之四、第八十八条、第九十七条、第一百五十五条之四及第一百五十五条之十四、修订后的旧《介护保险法》第一百条、新《障碍者自立援助法》第三十条、第四十三条、第四十四条、第八十条及第八十四条以及依据第二十条规定修订之后的《关于推进综合性提供学龄前儿童相关教育、保育等的法律》第三条的规定以及附则第四条的规定的施行情况等，研讨这些规定所定标准及国家行政机构长官（负责人）基于这些规定所定标准的现状，认为有必要时，应基于研讨结果采取必要措施。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

附 則 （二〇一一年六月二十二日法律第七十二号） 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自二〇〇八年四月一日起施行。但是，以下各项所列规定自该各项规定之日起施行。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七條（東日本大震災に対処する

ための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

一 第二条（仅限于《老人福祉法》目录的修订规定，删除同法第四章之二的修订规定，同法第四章之三变成第四章之二的修订规定及同法第四十条第一项的修订规定（仅限于删除“第二十八条之十二第一款或者”的部分）、第四条、第六条及第七条的规定以及附则第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（仅限于《关于为应对东日本大地震的特別財政援助及補助的法律》（二〇一一年法律第四十号）附則第一条但書の修订規定及删除同条各項的修订規定以及同法附則第十四条的修订規定）及第五十条至第五十二条的规定 公布之日

（検討）

（研讨）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条 政府应以本法律施行后五年为目标，就依据本法律之规定修订后的规定的施行情况进行研讨，在认为有必要时，基于研讨结果采取所需措施。

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

（伴随《老人福祉法》局部修订的过渡性措施）

第十条 第二条の規定による改正後の老人福祉法（以下「新老人福祉法」という。）第十四条の四第一項の規定は、施行日の前日までに第二条の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老人福祉法」という。）第十四条の規定による届出がされた認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者については、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

第十条 依据第二条规定修订之后的《老人福祉法》（下称“新《老人福祉法》”）第十四条之四第一款的规定适用于截至施行日的前一天，基于依据第二条规定修订之前的《老人福祉法》（下称“旧《老人福祉法》”）第十四条规定进行了申报的老年痴呆症患者共同生活援助事业开展者在二〇一五年四月一日以后收受的金钱及贵重物品。

2 新老人福祉法第十四条の四第三項の規定は、認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

2 新《老人福祉法》第十四条之四第三款的规定适用于在施行日之后入住老年痴呆症患者共同生活援助事业住处的人员相关的预收款。

3 新老人福祉法第二十九条第六項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九条



第一項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

3 新《老人福祉法》第二十九条第六款的规定适用于截至施行日的前一天，基于旧《老人福祉法》第二十九条第一款规定进行了申报的同款规定之收费养老院在二〇一五年四月一日以后收受的金钱及贵重物品。

4 新老人福祉法第二十九条第八項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホームに施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

4 新《老人福祉法》第二十九条第八款的规定适用于在施行日之后入住同条第一款规定之收费养老院的人员相关的预收款。

第十一条 新老人福祉法第二十条の八の規定による市町村老人福祉計画の策定の準備その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第十一条 新《老人福祉法》第二十条之八规定的市町村老年人福利计划的制定准备等行为也可在施行日之前实施。

(罰則に関する経過措置)

(罚则相关的过渡性措施)

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十一条 针对本法律(对于附则第一条第一项所列规定而言,指该规定)施行前所做行为,罚则的适用遵循以往惯例。

(政令への委任)

(交由政令规定)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第五十二条 本附则规定之内容以外的,与本法律施行相关的必要的过渡性措施(包括罚则相关的过渡性措施),由政令进行规定。

**附 則**（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

**附 則**（二〇一一年六月二十四日法律第七十四号） 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起满二十日之后起施行。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

附 則 （二〇一一年十二月十四日法律第一二二号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自公布之日起不超过两个月的范围内，自政令规定的日期起施行。但是，以下各项所列规定自该各项规定之日起施行。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

一 附則第六条、第八条、第九条及第十三条的规定 公布之日

附 則 （平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄

附 則 （二〇一四年六月二十五日法律第八十三号） 摘抄

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自公布之日或二〇一四年四月一日，以其中较晚的日期起施行。但是，以下各项所列规定自该各项规定之日起施行。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七條、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

一 第十二条中《放射治疗技师法》第二十六条第二款的修订规定及第二十四条的规定以及次条以及附則第七条、第十三条但书、第十八条、第二十条第一款但书、第二十二條、第二十五條、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七條、第七十

一条及第七十二条的规定 公布之日。

二 略

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十五条の十二、第一百五十五条の二十二第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八十八条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第四百一条の見出し及び同条第一項、第四百八十八条第二項、第五百十二条及び第五百十三条並びに第七百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九条から第八百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

三 第二条的规定，第四条的规定（第五项所列修订规定除外），第五条当中《介護保険法》目录的修订规定，同法第七条第五款、第八条、第八条之二、第十三条、第二十四条之二第五款、第三十二条第四款、第四十二条之二、第四十二条之三第二款、第五十三条、第五十四条第三

款、第五十四条之二、第五十四条之三第二款、第五十八条第一款、第六十八条第五款、第六十九条之三十四、第六十九条之三十八第二款、第六十九条之三十九第二款、第七十八条之二、第七十八条之十四第一款、第一百五十五条之十二、第一百五十五条之二十二第一款及第一百五十五条之四十五的修订规定，同法第一百五十五条之四十五后面添加十条的修订规定，同法第一百五十五条之四十六及第一百五十五条之四十七的修订规定，同法第六章中同法第一百五十五条之四十八变成同法第一百五十五条之四十九并在同法第一百五十五条之四十七后面添加一条修订规定，同法第一百二十七条、第一百二十八条、第一百二十二条之二、第一百二十三条第三款及第一百二十四条第三款的修订规定，同法第一百二十四条后面添加两条的修订规定，同法第一百二十六条第一款、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十一条之标题及同条第一款、第一百四十八条第二款、第一百五十二条及第一百五十三条以及第一百七十六条的修订规定，同法第十一章章名的修订规定，同法第一百七十九条至第一百八十二条的修订规定，同法第二百条后面添加一条的修订规定，同法第二百二条第一款、第二百三条及第二百五条以及附则第九条第一款但书的修订规定以及同法附则添加一条的修订规定，第七条的规定（次项所列修订规定除外）、第九条及第十条的规定、第十二条的规定（第一项所列修订规定除外）、第十三条及第十四条的规定、第十五条的规定（第六项所列修订规定除外）、第十六条的规定（第六项所列修订规定除外）、第十七条的规定、第十八条的规定（第六项所列修订规定除外）、第十九条的规定以及第二十一条中《关于促进护士等人才保障的法律》第二条第二款的修订规定以及附则第五条、第八条第二款及第四款、第九条至第十二条、第十三条（但书除外）、第十四条至第十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条第一款、第三十三条至第三十九条、第四十四条、第四十六条以及第四十八条的规定、附则第五十条的规定（第六项所列修订规定除外）、附则第五十一条的规定、附则第五十二条的规定（第六项所列修订规定除外）、附则第五十四条、第五十七条及第五十八条的规定、附则第五十九条中《关于防止虐待老年人、援助老年人陪护者等的法律》（二〇〇五年法律第一百二十四号）第二条第五款第二项的修订规定（仅限于“同条第十四款”改为“同条第十二款”，“同条第十八款”改为“同条第十六款”的部分）以及附则第六十五条、第六十六条及第七十条的规定 二〇一五年四月一日

四及び五 略

四及び五 略

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、

第十八条中高齡者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

六 第六条の規定（次項所列修訂規定除外）、第十一条の規定、第十五条中《国民健康保険法》第五十五条第一款の修訂規定、同法第一百十六条之二第一款第六項の修訂規定（仅限于“同法第八条第二十四款”改为“同条第二十五款”的部分）及同法附則第五条之二第一款の修訂規定、第十六条中《老人福祉法》第五条之二第三款の修訂規定（仅限于在“居家护理费、”后面添加“地区紧密型日托护理或者”的部分）、同条第七款的修訂規定、同法第十条之四第一款第二項の修訂規定（仅限于在“规定的日托护理”后面添加“、地区紧密型日托护理”的部分）、同法第二十条之二之二的修訂規定（仅限于在“居家护理费、”后面添加“地区紧密型日托护理或者”的部分）及同法第二十条之八第四款的修訂規定（仅限于在“、小规模多功能型居家护理”后面添加“、地区紧密型日托护理”）、第十八条中《关于确保老年人医疗的法律》第五十五条第一款第五号的修訂規定（仅限于“同法第八条第二十四款”改为“同条第二十五款”的部分）以及同法附則第二条及第十三条之十一第一款的修訂規定以及第二十二条の規定以及附則第二十条（第一款但书除外）、第二十一条、第四十二条、第四十三条以及第四十九条の規定、附則第五十条中《国有财产特别措施法》（一九五二年法律第二百十九号）第二条第二款第四項第二目的修訂規定（仅限于在“居家服务、”后面添加“地区紧密型日托护理或者”的部分）、附則第五十二条中《登记许可税》（一九六七年法律第三十五号）別表第三之二十四款的修訂規定、附則第五十五条及第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三項所列修訂規定除外）以及附則第六十条の規定 在二〇一六年四月一日之前的期间内政令規定的日期

（検討）

（研讨）

第二条 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条 政府结合本法公布后的需要，参考地区病床功能的分化及协作的推进情况等，就进一步实现病床功能分化及协作的推进策略进行探讨，并在必要时根据其结果采取相应的措施。

3 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る

労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 鉴于我国急速发展的老龄化进程等使护理相关工作的劳动力需求不断增加，政府将以本法公布一年后为目标，就护理相关工作的劳动力保障策略进行探讨，并在必要时根据其结果采取相应的措施。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 除前三款规定的事项外，政府将以本法公布五年后为目标，参考本法修订后各项法律（本款下称“修订后的各项法律”。）的施行情况等，就修订后的各项法律的规定进行探讨，并在必要时根据其结果采取相应的措施。

（罰則の適用に関する経過措置）

（罰則相关的过渡性措施）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十一条 本法律（就附則第一条各项所列规定而言，指该规定。以下本条中同此）施行前所做行为以及依据本附则之规定遵循以往惯例的情况下，本法律施行后所做行为及依据本附则之规定仍有效力的情况下，针对本法律施行后所做行为的罚则的适用，遵循以往惯例。

（政令への委任）

（交由政令规定）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第七十二条 附則第三条至第四十一条及前条规定之内容以外的，在本法律施行过程中必要的过渡性措施，由政令进行规定。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

附 則 （二〇一五年五月二十九日法律第三十一号） 摘抄

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法律自二〇一八年四月一日起施行。但是，以下各项所列规定自该各项规定之日起施行。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

一 第一条の規定，第五条中《健康保険法》第九十条第二款及第九十五条第六款的修订规定，同法第一百五十三条第一款的修订规定，同法附则第四条之四的修订规定，同法附则第五条的修订规定，同法附则第五条之二的修订规定，同法附则第五条之三的修订规定以及同条后面添加四条的修订规定，第七条中《海员保险法》第七十条第四款的修订规定及同法第八十五条第二款第三项的修订规定，第八条的规定以及第十二条中《社会保险诊疗报酬支付基金法》第十五条第二款的修订规定以及次条第一款以及附则第六条至第九条、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及第六十七条至第六十九条的规定 公布之日